

平成20年 第2回定例会

# 筑西広域市町村圏事務組合議会会議録

平成20年10月27日

筑西広域市町村圏事務組合

## 平成20年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会会議録目次

### 第 1 日 (10月27日)

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 議事日程                           | 1  |
| 出席議員                           | 2  |
| 欠席議員                           | 2  |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者   | 2  |
| 職務のため出席した者                     | 2  |
| 新議員の紹介                         | 3  |
| 開 会                            | 3  |
| 開 議                            | 3  |
| 仮議席の指定                         | 3  |
| 会議録署名議員の指名                     | 3  |
| 諸般の報告                          | 3  |
| 管理者提出議案の報告                     | 4  |
| 議会運営委員長の報告                     | 4  |
| 議席の指定                          | 5  |
| 会期の決定                          | 6  |
| 選挙第2号 副議長の選挙                   | 6  |
| 施設建設・環境整備推進特別委員会委員の補欠委員の選任について | 7  |
| 管理者の招集あいさつ                     | 7  |
| 一般質問                           | 9  |
| 報告第3号 処分事件報告について               | 21 |
| 議案第12号の上程、説明、質疑、採決             | 22 |
| 議案第13号の上程、説明、質疑、採決             | 25 |
| 議案第14号、議案第15号の上程、説明、質疑、採決      | 26 |
| 認定第1号の上程、説明、質疑、採決              | 30 |
| 閉会中の継続審査の申し出について               | 45 |
| 閉 会                            | 45 |

平成20年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

平成20年10月27日(月)

午前10時開会

- 日程第1 議席の指定について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 選挙第2号 副議長の選挙
- 日程第4 施設建設・環境整備推進特別委員会委員の補欠委員の選任について
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 報告第3号 処分事件報告について
- 日程第7 議案第12号 和解に関する事及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第8 議案第13号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第9 議案第14号 平成20年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第1号)  
議案第15号 平成20年度筑西広域市町村圏事務組合老人福祉事業特別会計補正予算  
(第1号)  
(二案一括上程)
- 日程第10 認定第1号 平成19年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計及び特別会計決算認定  
について
- 日程第11 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（20名）

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 小高友徳君 | 2番  | 皆川光吉君  |
| 3番  | 尾木恵子君 | 4番  | 仁平正巳君  |
| 5番  | 堀江健一君 | 6番  | 秋山恵一君  |
| 7番  | 中田松雄君 | 8番  | 船橋清君   |
| 9番  | 高田重雄君 | 10番 | 橋本位知朗君 |
| 11番 | 林悦子君  | 12番 | 榎戸甲子夫君 |
| 13番 | 箱守茂樹君 | 14番 | 片平忠行君  |
| 15番 | 關四郎君  | 16番 | 山口明君   |
| 17番 | 鈴木聡君  | 18番 | 須藤一夫君  |
| 19番 | 孝井恒一君 | 20番 | 前場文夫君  |

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

|             |       |                  |        |
|-------------|-------|------------------|--------|
| 管理者         | 富山省三君 | 副管理者             | 小西栄造君  |
| 副管理者        | 中田裕君  | 収入役              | 大木均君   |
| 常任幹事        | 大越洋一君 | 常任幹事             | 松岡正和君  |
| 常任幹事        | 飯寫洋一君 | 事務局長             | 星野幸一君  |
| 事務局総務課長     | 横田有司君 | 事務局企画財政課長        | 小島徳幸君  |
| 筑西遊湯館長      | 近藤邦男君 | 県西総合公園管理事務所長     | 氷鮑博君   |
| 次長兼環境センター所長 | 百瀬正治君 | きぬ聖苑場長兼環境センター副所長 | 赤野間敏雄君 |
| 消防本部長       | 飯村勝行君 | 筑西地域職業訓練センター所長   | 井関幸雄君  |
| 老人福祉施設等支配人  | 沼田重夫君 | 筑西市秘書課市長         | 稲見猛君   |

---

職務のため出席した者

|                |       |                |       |
|----------------|-------|----------------|-------|
| 事務局次長          | 古谷好男君 | 事務局総務課総務グループ係長 | 杉山雄一君 |
| 事務局総務課総務グループ主任 | 豊口勝昭君 |                |       |

---

### ◎新議員の紹介

○議長（片平忠行君） おはようございます。議長の片平でございます。よろしくお願いいたします。  
す。

開会に先立ち、今般の任期満了に伴い、新たに組合議員となられた方々をご紹介します。

ご紹介にあたりましては、その場でご起立願えれば幸いです。

桜川市、小高友徳君、同じく皆川光吉君、同じく高田重雄君、同じく橋本位知朗君、同じく林悦子君。

以上で紹介を終わります。

---

### ◎開会の宣告

○議長（片平忠行君） これより、平成20年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

（午前 9時58分）

---

### ◎開議の宣告

○議長（片平忠行君） ただいまの出席議員は20名であります。よって、会議は成立いたしております。

それでは、これより本日の会議を開きます。

---

### ◎仮議席の指定

○議長（片平忠行君） この際、議事の都合上、新たに選出されました議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（片平忠行君） 次に、会議録署名者を組合会議規則第73条の規定により、1番、小高友徳君、18番、須藤一夫君の両君を指名いたします。

---

### ◎諸般の報告

○議長（片平忠行君） 地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者及び事務局職員出席者は、お手元に配付した文書のとおりであります。

---

### ◎管理者提出議案の報告

○議長（片平忠行君） 次に、管理者より議案が送付されておりますので、報告いたさせます。  
古谷事務局次長。

○事務局次長（古谷好男君） ご報告いたします。

筑広組発第111号

平成20年10月27日

組合議会議長 片平忠行 様

筑西広域市町村圏事務組合管理者 富 山 省 三

平成20年第2回組合議会定例会提出議案等の送付について

平成20年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会に、別記議案等を提出するため別添のとおり送付いたします。

別 記 管理者提出議案等目録

（平成20年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会）

報告第 3号 処分事件報告について（和解に関する事及び損害賠償の額を定めることについて）

議案第12号 和解に関する事及び損害賠償の額を定めることについて

議案第13号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

議案第14号 平成20年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）

議案第15号 平成20年度筑西広域市町村圏事務組合老人福祉事業特別会計補正予算（第1号）

認定第 1号 平成19年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計及び特別会計決算認定について

以上でございます。

○議長（片平忠行君） これら議案につきましては、さきに管理者より送付したとおりであります。

---

### ◎議会運営委員長の報告

○議長（片平忠行君） 次に、本定例会の会期及び日程につきましては、去る10月24日に行われました議会運営委員会で審議されましたので、直ちに委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、箱守茂樹君。

〔議会運営委員長 箱守茂樹君登壇〕

○議会運営委員長（箱守茂樹君） おはようございます。報告に先立ちまして、今般任期満了に伴いまして、新たに桜川市から高田重雄議員、林 悦子議員が議会運営委員に選任されております。また、空席となっておりました議会運営委員会の副委員長には、桜川市の林 悦子議員が選任されましたので、ここにご報告申し上げます。

それでは、平成20年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会につきまして、去る10月24日、議会運営委員会を開催いたしました結果につきましてご報告を申し上げます。

日程第1は、議席の指定についてであります。

日程第2は、会期の決定についてであります。本日1日と決定いたしております。

日程第3は、選挙第2号 副議長の選挙であります。

日程第4は、施設建設・環境整備推進特別委員会委員の補欠委員の選任についてであります。

日程第5は、一般質問であります。

日程第6は、報告第3号 処分事件報告についてであります。

日程第7は、議案第12号 和解に関する事及び損害賠償の額を定めることについてであります。

日程第8は、議案第13号 監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。

日程第9は、議案第14号 平成20年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）及び議案第15号 平成20年度筑西広域市町村圏事務組合老人福祉事業特別会計補正予算（第1号）の2案を一括上程するものであります。

日程第10は、認定第1号 平成19年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計及び特別会計決算認定についてであります。

日程第11は、閉会中の継続審査の申し出についてであります。

なお、各議員の発言につきましては、協議の結果、一般質問は再質問まで答弁を含め60分以内、質疑につきましては、再質疑まで答弁を含め45分以内ということになりました。

以上、議会運営委員会において決定いたしましたので、議事の進行につきましては皆様の特段のご協力をお願い申し上げまして、報告にかえさせていただきます。

**○議長（片平忠行君）** 以上で報告を終わります。

これより議事日程に入ります。

---

### ◎議席の指定

**○議長（片平忠行君）** 日程第1、議席の指定についてであります。

今回、組合議員になられた方々の議席につきましては、組合会議規則第3条第1項の規定により、議長より指定いたします。

氏名とその議席を朗読いたさせます。

古谷事務局次長。

**○事務局次長（古谷好男君）** 議席を朗読いたします。

1番議席に小高友徳議員、2番議席に皆川光吉議員、9番議席に高田重雄議員、10番議席に橋本位知朗議員、11番議席に林悦子議員。

以上でございます。

**○議長（片平忠行君）** ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（片平忠行君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（片平忠行君） ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

---

### ◎選挙第2号 副議長の選挙

○議長（片平忠行君） 続いて、日程第3、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（片平忠行君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（片平忠行君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。副議長に船橋 清君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました船橋 清君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（片平忠行君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名いたしました船橋 清君が当選されました。

ただいま副議長に当選されました船橋 清君が議場におられますので、本席から組合会議規則第30条第2項の規定により当選の告知をいたします。

---

### ◎副議長就任のあいさつ

○議長（片平忠行君） 船橋 清君、副議長のごあいさつをお願いいたします。

〔新副議長 船橋 清君登壇〕

○新副議長（船橋 清君） おはようございます。ただいまは皆様のご推挙によりまして、副議長という職を拝命いたしました船橋でございます。もとより浅学非才の身ではありますが、片平議長を補佐できるよう一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、皆様のご協力のほどよろしくお

願いたいと存じます。

ありがとうございました。

---

### ◎施設建設・環境整備推進特別委員会委員の補欠委員の選任について

○議長（片平忠行君） 次に、日程第4、施設建設・環境整備推進特別委員会委員の補欠委員の選任についてを上程いたします。

本件につきましては、組合議員の任期満了に伴い、定員に欠員が生じており、2名の委員を選出するものであります。

お諮りいたします。本件につきましては、組合議会委員会条例第5条第2項の規定により、議長において指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（片平忠行君） ご異議なしと認め、指名いたします。

施設建設・環境整備推進特別委員会委員に、1番、小高友徳君、2番、皆川光吉君の両君を指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（片平忠行君） ご異議なしと認め、ただいま指名いたしました両君を施設建設・環境整備推進特別委員会委員に選任することに決しました。

---

### ◎管理者の招集あいさつ

○議長（片平忠行君） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

富山管理者。

〔管理者 富山省三君登壇〕

○管理者（富山省三君） 改めまして、おはようございます。

平成20年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、ご多用のところこうして貴重な時間をちょうだいしておりますこと、今定例会にご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げる次第であります。

初めに、このたび副議長選挙におきましてめでたく就任されました船橋副議長さんにおかれましては、衷心よりお祝いを申し上げます。また、今回組合議員の任期満了に伴い、新たに組合議員となられました桜川市議会議員の皆様には、今後とも当組合発展のため、ご指導、ご協力を賜りますよう切にお願いを申し上げます。

さて、今年度の事務事業の進捗状況等について、若干のご報告を申し上げます。

まず、筑西遊湯館でございますが、平成15年4月末の開館以来、今年6月に入館者数100万人を達成

いたしました。今後とも様々なPR活動により集客を図るとともに、健康増進施設として、圏域住民の皆様が安全で快適に利用できるよう施設の維持管理に努めてまいります。

次に、県西総合公園でございますが、県事業により整備を進めていたターゲットバードゴルフ場が今年5月にオープンし、9月末までの利用者数は約2,700人となっております。今後さらなる利用促進を図るため、施設のPR並びに園内整備に努めてまいります。

また、今年度で第10回目を迎える広域イベント「やっぺえ」は、広域圏のさらなる一体感の醸成を図る目的で、来る11月23日の日曜日に県西総合公園で開催する予定でございます。議員の皆様をはじめ、関係各位のご臨席を賜りますれば幸いです。

次に、環境センターから排出される溶融スラグにつきましては、構成3市及び民間会社の舗装道路等で使用し、有効利用を図っております。昨年度においては、約2,289トンが利用されており、最終処分することなく、全量が茨城県認定の道路用溶融スラグ合材会社に搬出されております。しかしながら、今年度においては景気の低迷により、民間、公共ともにアスファルト工事そのものの需要が少ないことなどから、一部が県の最終処分場に搬出される状況ともなっております。今後も構成3市の財政が厳しい折、スラグ処分に経費をかけることがないように、各市に対しまして積極的な利用をお願いしてまいりたい、このように考えております。

また、その他の事務事業につきましても、議員並びに関係各位のご協力のもと、順調に推移いたしておりますことをここにご報告申し上げ、併せて厚く御礼を申し上げる次第でございます。

続きまして、今定例会の提出案件等について概要を申し上げます。

まず、報告第3号は、救急車両の人身事故に関わる和解に関すること及び損害賠償の額を定めることについて、議会から指定された専決処分事項に基づき専決処分したもののご報告であり、ご承認をお願いするものであります。

次に、議案第12号は、公用車の人身事故に関わる和解の方法及び損害賠償の額を定めることについて議決をお願いするものであります。

次に、議案第13号は、桜川市議会選出の組合議員が今月2日をもって任期満了となるため、新たに監査委員を選任することについて、議会の同意をお願いするものであります。

次に、議案第14号、第15号は、本年度の一般会計及び特別会計の補正予算でございます。

議案第14号の一般会計の歳出の主なものは、土木費における県西総合公園シャワー室改修工事費用をはじめ、消防費における明野分署及び結城南出張所のアスベスト除去工事費の計上などであります。

議案第15号の老人福祉事業特別会計は、燃料費、賄い材料費等の高騰に伴い、予算の組みかえをお願いするものであります。

最後に、認定第1号は、平成19年度の一般会計及び各特別会計の決算について、それぞれ認定をお願いするものでございます。

以上、提出議案等の概要を申し上げますが、詳細につきましてはさらに各担当者がご説明いたし

ますので、十分ご審議の上、ご賛成賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

なお、最後になりましたが、今議会に提出いたしました人身事故の件につきましては、関係各位に大変ご迷惑をおかけいたしました。衷心よりお詫び申し上げます。当該職員につきましては、過日処分をいたしました。各施設長に対して、所属職員が公私にわたり安全運転に心がけ、交通事故を引き起こさないよう適切な指導、監督を命じたところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

---

### ◎一般質問

**○議長（片平忠行君）** 次に、日程第5、一般質問であります。

この際、申し上げます。議事の都合により、議員の発言は再質問まで60分以内といたします。

それでは、17番、鈴木 聡君。

〔17番 鈴木 聡君登壇〕

**○17番（鈴木 聡君）** おはようございます。私1人ということでもちょっと寂しい気がするのですが、やはり広域圏民のために、議会の議員の皆さん、ひとつ積極的に登壇していただきたいのですが、今日は私1人ということですので、進めさせていただきます。

通告にありますように、私は特に正副管理者の政治姿勢というか、やはりトップの行政責任というのは非常に私は大きいと思うのです。そういう観点から、この県西地域、特に筑西広域圏内の救急医療体制というものについて、2次、3次、こういう体制が非常に寒い状況であるという現状を指摘しつつ、ぜひ正副管理者の三方には特段この解決のために、ひとつ骨を折っていただきたいという観点から質問をしていきたいと思っております。

広域圏内には、2次救急医療病院としてございますけれども、いわゆる重篤患者、第3次救急の医療体制というのはないわけでありまして。特に筑西市はひどいものです。こういうことで、いわゆる救急車の出動で到着はすぐ来てもらっても、搬送先がなかなか決まらないという問題が出て、手遅れになったという話も聞きます。そういうことから、この問題点を明らかにするわけですが、特に現状として、最近週刊東洋経済が発売されましたので、私早速読んでみました。そうしたら、筑西市民病院の問題が取り上げられておりました。この筑西市民病院の問題は、ここで論ずるよりも、今救急医療体制が貧弱なために、どれだけ県外に頼っているかということがここに載っておりました。特に筑西市ということ特定されているのですけれども、筑西市から自治医大病院に救急患者が集中していると。自治医科大学附属病院に、いわゆる栃木県以外の県外の患者数が、これは去年ですね、07年6,917人の救急患者が収容されたと。そのうち、この筑西市から自治医科大に搬送された患者というのは、県外からの6,900人のうち3分の1、2,380人が筑西市から自治医科大に搬送されていると、この東洋経済の記事の中ではですよ。さすがに自治医科大も、これではパンクしてしまうと。自治医科大の第

3次救急医療の役割が十分果たせないと。もう1次から2次から、いろいろ来てしまっていると思うのですが。

こういうことから、ここに実名で載っているのですが、自治医科大学の鈴木正之センター長が筑西市に、救急患者がこれ以上集中すると、センターそのものの機能がやっていけなくなるという申し入れをしたというのだね。だけれども、実際に現在も筑西市からの2,000人台の高水準が、いわゆる救急患者の搬送が続いているということなのです。これだけの救急患者が自治医科大学に殺到するという今の筑西市、併せて筑西広域圏の救急医療というのは、大変他の県に委ねなければならない状態であるということが、この東洋経済の記事の中からも十分うかがえるのです。こういうことから含めて、地域医療の崩壊ということで大きな日本の社会問題にもなっておりますけれども、そのいわゆる集中しているというのは、この地域といっても過言ではないと思うのです。こういうことから、私はやはり正副管理者に、救急医療体制というものの確立を本当にしていただきたいなということで、正副管理者というか、特に管理者にとっては耳の痛い話だと思うのですけれども、そういう点ひとつよく考えて、どのように考えているのか。

だって自治医科大学がもう困ってしまっているのですよ。いわゆる県外、特に筑西市からは、県外の6,900人のうち3分の1を占めている。こういう状態を市長は、私は認識していると思うのです。自治医科大学の責任者が、こうやって筑西市にも、もうこれ以上来られたら困ってしまうから、そういう意味から休日夜間診療所もつくったという話は聞きますけれども、それだけでは現在2,000人からの救急患者が搬送されている状況ですから、疑問に思うのだったら東洋経済のほうへよく問いただして下さい。まさかこういう偽りの数字を出すわけないのですから。名だたるこういう出版社ですからね。そういうことですから、ぜひよく私の質問している問題について、市長も週刊東洋経済を買っていただいて、ひとつよく読んでいただきたい。もう売り切れてしまったら、私のを貸しますから。

もう一つ、いわゆる重篤患者を搬送する3次医療です。救命センターです。そういうことで、ここでは谷間と言われていますね。この茨城県内で、日立それから取手、竜ヶ崎かな、区域。それから、ここの下妻、筑西区域が地域救命センターがないところなのです。ですから、自治医大は行く、つくば、もう遠いところまで。例えば、重篤患者ですから急性心筋梗塞なんかで倒れて、そしてこういうのはもう1時間以内に収容し、治療に当たらないと命の保証が短くなる、救命率が低くなるまで言われている。そういうことで、私前にも言ったのですが、今年の2月です。筑西市民のある方が、胸が痛いと言って自分で電話をして、救急車を。救急車はすぐ来たけれども、搬送先が決まらない。決まってやっとなら1時間ですよ。1時間かかって行ったらば、もう間に合わない。気の毒にお亡くなりになった。そういうことが現実に起きているのですよ、管理者。

こういうことを私は、やっぱり人の命というものはよく地球よりも重いと言われていますが、自分で胸が痛いと電話して、そして救急車は来たけれども、搬送先が決まらない。そして、行ったらもう亡くなってしまったというような、こういう話は本当に筑西のこういう市民の1つの大きな悲劇です

よ、これは。大きな悲劇。これを解決するのが管理者の務めだと思うのですが、そうは言っても医師不足どうのこうの、ここの地域だけではない、日本全体の問題だよということで拡大してしまうと、それでは解決にならないので、やっぱりいわゆるこの地域に、筑西、下妻圏域にない地域救命センターというものの確立、設置ですよ。これは、茨城県のそういう救急医療の検討会議の中でも、それははっきり出されて、そして県がそれはやらなければならないのだということまでうたっているのです。ですから、管理者はやっぱり県に対してもっと働きかけていかなければならないと思うのです。

こういう医療貧困のエアポケットになっているわけですから、こういうことを私は、もう何回でも言います。国の責任だけに求めたのでは解決にならないのです。やっぱりその地域地域の自治体にとっては一生懸命努力して、何とかエリアの県民の皆さん、あるいは市民の皆さんの命を守る、健康を守るということで努力はしているのですから。ここは例外だということを言わないで、県もそういう、いわゆる地域救命センターの役割設置については責任を持つと言っているのですから、早く県に対してやらせてもらったらいいのですよ、やってもらったら。

第3次医療の問題でも、自治医大には、これは消防署の資料ですけれども、3次病院として自治医大には年間690人も搬送されている。自治医大は、ここからすれば一番近くていいのですけれども、自治医大がとて、もう来られては困ると言っているのだから。でも、命に関わることですから、それは受け入れますよ、自治医大のほうは。これだけの、これは691人というのは筑西市とは限らないですけれども、これはね。いわゆる筑西広域圏内の話になりますけれども、それだけ今自治医科大に、そういう2次、3次にしても、もう現状は頼らざるを得ない状況だと。だから、筑波メディカルとか、つくばのほうにも運ばれていますけれども、やっぱりこの地域は自治医科大に頼らざるを得なくなっているのが現状ではないかと思うのです。そういう点どうなのでしょう。

それに併せて、私はこういういわゆる2次、3次の救急医療体制の貧困さというものについて、いわゆる収容先のですよ、そういう機能、機関がない地域としても、非常に今茨城の県知事ですか、県知事もこういう問題は併せて、それから地元選出の新井県会議員も、こういう救急医療の問題についても併せて、今県西総合病院と市民病院の統廃合の話が出ているわけです。桜川市の知事と語る会では、知事が自治体の首長が知らないでびっくりしたというような話で、発言が突然出たのでね。でも、県のトップである知事が、いわゆる統廃合して、そしていわゆる基幹病院としての役割を果たすべきだというようなことを考えて言っている。新井県会議員も、この間の県議会でそういう質問をしている。新井県会議員が統廃合の整備基本構想というものを、私送りつけられたものですからよく見たら、ちゃんといろいろ専門的な用語でずっと書いてあるのです。その中には今の救命センター、救急医療の第3次の役割についても、統廃合基幹病院として整えたならば、それを心臓、循環器系統とか、そういうものをちゃんと設置して、救命センターも、そういうものを整備しなければならないということを行っているのです。私もこういう問題で、私は統廃合を肯定するとか、そういう問題ではなくて、やはり知事や、この地元選出の県会議員も今の救急医療体制、第3次病院としての役割が果たせる病

院がこの県西地域にないということに憂いを持って、私はこういう基本構想を発表したと思うのです。知事が議会でも、新井県議の質問に対してそういう方向で、この間10月の2日に再編ネットワークということで、県がいわゆる県西総合病院や、そういった市民病院、それから土浦協同病院とか、いろいろそういう関係者を集めて、再編ネットのための会合を開いているということも言われています。

ですから、そういうことから考え合わせれば、やっぱりそれは桜川、筑西市の首長さんが、それは関係ない、知らないよというふうにとどまってしまっているのかなと思うのです。いや、私らは統廃合に賛成とか反対とかということではない。それだけこの県西区域、いわゆる筑西広域圏内の貧困な、いわゆる2次、3次医療体制に県もそういう考えで、1つの方向性を示したのだと思うのです。

桜川市では、いろいろ内部では会議をやって、地方独立行政法人の方向ということで報道されましたけれども、筑西市はどうなのだからというのは、まだはっきりしない。いろいろ裏では民間に売ってしまうのではないかと、いろいろ巷間うわさされています。だから、本当にこのいわゆる筑西広域圏内でのそれぞれの自治体の管理者、副管理者が、本当は知事の発言があったのだから、どうということでも話し合ってもいいのではないかと。もし話し合っているのだったら、ひとつご答弁いただきたいということで、私はこうして正副管理者の政治姿勢についてちょっとそういうことで、今の筑西圏域内の医療貧困を解決するというので。筑西市のそういう市の部長、健康増進部長ですか、あの方に聞くと、そういう現状だけれども、自治医大にお願いしているのだから大丈夫だよというような、いわゆる3次医療ですか、そういう考え方なのです。だから、それではだめでしょうと言ったのでございます。

そういうことで、いろいろお話ししましたけれども、お話というか、質問しましたけれども、繰り返しますが、もう一つ大きな問題として、この区域に地域の救命センターを早く早急に設置してもらえよう、県と相談していただきたい、県と。

それから、ドクターヘリですか、これがあると、もう本当にすごい活躍できて歓迎されるということです。だからそういう、この圏域に対しての救命、地域救命センターと、それからドクターヘリの導入、そういうものをどう構築というか、やっていくかということをお尋ねしたいということです。

次に、環境センターの問題については、去年からいわゆる有害物質を含んでいる土砂ですか、これはいわゆる産廃や、いわゆる焼却灰だな、もとは。野積みされて、山となって野積みされていた焼却灰を表面だけ搬出して地下に埋もれたものが、搬出しなかったから撤去しなかったもので、現在いわゆる有害物質の、例えば鉛にしてみれば8倍強の、いわゆる基準からオーバーしているとか、ダイオキシンは14倍、あるいは砒素や水銀、そういったものの有害物質が含まれていることで、昨年度から搬出され始めましたけれども、これを10年間で全部搬出、撤去するというのですけれども、今のペースだと、10年ではとても搬出撤去できないのではないですか。今年度はまだやっていない。地元自治会では、早く撤去してほしいという強い要望があるわけですから、計画としては10年間でこれ

を、約20億円とか何とか、かかって搬出するような計画案を発表して、去年から実施に移ったわけだけれども、果たして10年間で撤去が終わるのかということをお確認したいのです。

さらに、いわゆる現在の調査した廃棄物、焼却灰、その検査をしてこういう有害物質が検出されたということで、その廃棄物のさらに下の層の調査というのはどうなっているのだろう。いわゆる水の浸透ということもございますから、そういった問題も併せて、さらにその下の土壌の調査結果というのはどうなっているのか。現在の埋め立てた産廃の廃棄物を撤去すれば、それで済むのか。それとも、もうそれ以上に下に浸透して、基準値を超える有害物質が含まれているのかということも、併せてひとつお尋ねしたい。どうなっているのか。

それから、消防救急車両の問題ですけれども、いろいろ聞いてみますと、この消防車、いろんな種類の消防車あります。救急車や消防ポンプ車、はしご車、化学消防車、いろいろございます。この配置基準というか、人員の基準というのが国から定められております。1台何人搭乗するということですね、その基準というのは。消防ポンプ自動車というのは、1台5人配置されて、そこにいざ出動となると、5人乗って消防活動にあたらなければならないというふうになっているわけです。はしご車は1台5人、やっぱり。化学消防車は1台5人、救急自動車は1台3人、救助工作車は1台5人、こういう定めになっております。こういう国の人員基準の定めに沿って、では消防隊員がそのとおり配置されて、そのいわゆる行動というか、いざ出動にあたってちゃんとされているのかどうか。今の筑西広域消防ですか、消防は、この体制がちゃんと確立されているのかどうか、今の現状をお尋ねしたい。消防ポンプ車1台5人とか、はしご自動車1台5人、化学消防車1台5人と、救急自動車1台3人、救助工作車1台5人というふうになっていますが、このとおり今筑西広域ではどうなっているのかということをお尋ねしたい。

それから、これはいつも榎戸議員がよくやっていたのですが、県西総合公園の2期工事はどうなったのだ。そこに野球場の話がよく出ていましたけれども、もうさっぱり2期工事については、2期の2の字も出ない、工事の。これはどうなっているのだと。そういう計画があって、2期工事をやって、そして野球場を県がつくってくれるからとかと、市長も筑西市議会では榎戸議員に対していろいろ答弁してまいりました。しかし、その2期工事の予定地内にはいろいろな話も出ています。ああ、だから中止になったのですか、産廃が埋まっているからということ。そういう答弁はなかったもので、今正式に答弁して下さい。正式にね、隣でこそそそ言わないで。やっぱり、ああ、そうなのですか。

(「産廃だなんて言っていない」と呼ぶ者あり)

**○17番(鈴木 聡君)** (続) 言わないのですか。では、答弁をひとつお願いして、1回目終わりたいと思います。

**○議長(片平忠行君)** 鈴木 聡君の1回目の質問に答弁願います。

飯村消防長。

[消防本部消防長 飯村勝行君登壇]

○消防本部消防長（飯村勝行君） それでは、鈴木議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、2次医療機関につきましては、入院治療を必要とする救急患者に対応するための医療機関として位置づけられておりまして、当広域管内においては輪番病院である筑西市民病院、協和中央病院、県西総合病院、城西病院、結城病院の5病院のほか、2次病院である山王病院と大圃病院での計7病院で、広域圏内の2次医療体制が構築されているところであります。なお、救急車による搬送人員につきましては、ポイントを押さえて数字を見ますと、平成19年度中が6,645人、うち輪番病院収容が3,969人、約60%です。平成20年におきまして、1月から9月末までに4,826人、うち輪番5病院収容が2,658人、55.1%になっておりまして、9月末現在における搬送人員の最も多いのが急病の2,734人、続いて交通事故による負傷者の819人、転院搬送の572人となっております。

当広域管内の救急医療の現状につきましては、高齢化の進展や核化社会の子供の急病に対する家庭の対応力の低下、安易な救急車の利用などにより、真に入院を必要としない軽症患者が2次救急医療機関に搬送されている傾向にあり、これらの病院は軽症患者への対応に追われ、真に救急の治療に必要な患者の受け入れに支障を来しているようであります。このため、先ほどの数値でもありましたように、搬送人員のうち約45%弱が輪番5病院以外の医療機関に搬送されております。これらの現状を踏まえまして、当消防本部といたしましても、救急救命士の養成及び救急隊員の資質の向上、さらには収容病院との連携強化を図るため、救急救命士の病院研修及び救急症例事例検討をさらに推進するとともに、また高規格救急自動車への早期な更新などを推進するほか、救急車の適正利用にしても市民に対しての広報に努めて、救急患者の病院収容について努力してまいりたいと思います。

続きまして、救命救急センターの設置とドクターヘリの導入でございますが、救命救急センターについてであります。設置については、主管は厚生労働省及び茨城県であります。この救命救急センターの設置の要件としましては3つの条件がございます。1つとしましては、既存の救命センターの診療体制、稼働状況、広域搬送体制についての検証であります。それから、2つ目としましては、救命救急センターとして24時間体制で救急患者の受け入れを行うことができる十分な機能体制を有するものであります。それからもう一点は、医療計画においても地域の3次医療機関として位置づけられたものであります。救命救急センターの設置につきましては、茨城県主管の各種保健医療会議等の中で、その必要性について訴えてまいりたいと思います。

また、茨城県ドクターヘリの導入につきましては、本年7月に茨城県ドクターヘリの導入検討委員会が発足し、今年度末に検討結果が示される予定でありますので、その結果を見守りたいと考えております。

次に、消防救急体制でございますが、当消防本部の体制につきましては、市町村合併の市内における消防事務の斉一化を図る目的から、消防組織法に照らし合わせて消防署及び分署等を適正な配置に再編し、平成20年4月から1本部3消防署5分署2出張所、職員268名を配置し、消防の任にあたっているところであります。消防体制につきましては、消防隊14隊、救助隊2隊を各署に効率よく配置し、

1 件の建物火災に対し消防隊 3 隊、救助隊 1 隊を出動させ、平成19年には108件の火災に対応している状況であります。また、救急体制につきましては、専任救急隊 2 隊、兼任救急隊 9 隊を配置し、高規格救急車 6 台、普通救急車 5 台を運用し、救急救命士 24 名のもと、平成19年度におきましては、6,981 件の出動をしているところであります。

以上でございます。

〔「肝心なこと言わない、1 台何人配置しているか。救急車とか消防ポンプ車、人員配置、現状」と言う人あり〕

**○消防本部消防長（飯村勝行君）** （続）人員配置につきましては、ポンプ車が 4 名、それから救急車が 3 名であります。

以上です。

〔「まだあるでしょう、はしご車とか。いいや、2 回目に聞く」と言う人あり〕

**○議長（片平忠行君）** 次に、鈴木 聡君の 1 回目の質問に答弁願います。

星野事務局長。

〔事務局長 星野幸一君登壇〕

**○事務局長（星野幸一君）** 2 次医療機関の統廃合問題についてということでございますが、これらの問題につきましては、当筑西広域市町村圏事務組合において処理すべき事務ではございませんので、答弁を差し控えさせていただきます。

〔「管理者にあるんだよ、管理者と副管理者」と言う人あり〕

**○議長（片平忠行君）** 次に、百瀬次長兼環境センター所長。

〔「だめだよ議長、それじゃ。何の通告なんだ、これが。何で管理者が答えないんだよ」と言う人あり〕

〔次長兼環境センター所長 百瀬正治君登壇〕

**○次長兼環境センター所長（百瀬正治君）** それでは、鈴木議員さんの埋立物の撤去問題につきましてご回答いたしたいと思っております。

当初10年間で埋め立てを処分というようなことで計画しておったわけでございますが、これにつきましても地元の強い要請があったわけでございます。それが、前年度につきましては約1,000ちょっとの立米数でございます。本年度が約2,000立方メートルの処分を検討しておりますところでございます。約3万6,000立方メートルあるわけでございまして、21年度以降3万3,000立方メートルが、残容量があるというようなことでございます。そのようなことで、現在の3市の財政状況を考慮いたしますと、鈴木議員さんが申されたように、今後10年でというのはちょっと難しいのかなと思っております。そんな中で、3市の財政状況がアップした時点で、できるだけ早い時点で地元の要請もございまして、縮めていければなと思っております。

それと、6メートル以下のことでございます。これにつきましては、19年度から始まったわけですが、周辺地元自治会の方々の強い要望等がありまして、その下はどうなっているのかなというようなことがあったわけでございます。そのようなことで、13メートルまで測量いたしまして、排水及びダイオキシン等につきましては何ら支障ないというような検査結果が出ております。

それと、搬出に際しまして、先ほど議員が申されたように、ダイオキシンが14倍というような濃度もあったわけですが、19年度及び今年度につきましては、200立方メートルごとにダイオキシンの検査を実施いたしまして搬出した結果、これにつきましてもダイオキシン濃度の基準値はクリアしているというような内容でございます。

以上でございます。

**○議長（片平忠行君）** 氷鉋県西総合公園管理事務所長。

〔県西総合公園管理事務所長 氷鉋 博君登壇〕

**○県西総合公園管理事務長（氷鉋 博君）** 鈴木議員の質問に答えたいと思います。

県西総合公園の2期工事につきましては茨城県の事業であり、当初計画面積といたしまして54.4ヘクタールを予定しておりましたが、平成15年度茨城県の財政悪化により、全体の事業遂行が難しい状況であるとの判断から、第2期工事を中止することとなりました。現在第1期整備地内24.8ヘクタールで開園しております。

これに対しまして、当組合といたしましては、平成15年度正副管理者会議におきまして、工事中止の代替措置といたしまして、第1期整備区域内において施設の充実、新しい遊具等の設置を検討することとなりました。各市町村の要望、駐車場の増設、ターゲットバードゴルフ場等の新設等を取りまとめ、平成17年度に県西総合公園第2期整備区域内中止に伴う第1期整備区域内における新設の充実を図ることを目的とする都市公園事業県西総合公園の充実施設整備に関する協定を茨城県筑西土木事務所と締結し、順次整備を進めてまいりました。現在までに、南口駐車場及びトイレの増設、テニスの壁打ちの新設を進めてまいりました。本年度は、こども広場の遊具の拡充、池周辺の整備といたしまして、修景池にお休みどころ、デッキ施設の新設等を現在進めているところであります。また、来年度は現施設や遊具等の改修、案内、注意看板等の充実を、あと高木の剪定を予定しております。

以上です。

**○議長（片平忠行君）** 富山管理者。

〔管理者 富山省三君登壇〕

**○管理者（富山省三君）** 鈴木議員さんの質問にお答えをしてみたいと思います。

先ほど消防長等からる答弁があったところでございますけれども、先ほど週刊誌の医療の関係の問題について、鈴木議員さんのほうからいろいろお話があったわけでありまして、ご案内のとおり、この広域圏内で救急車の出動の中で、先ほどもお話がありましたとおり、広域圏内で65.9%、これは昨年度の実績ということでございまして、県外の医療機関に依存している部分が16.8%と、このよう

な数字も出ております。その中に、自治医大等々に患者が搬送されているということで、先ほどいろいろお話に出ておりますように671件というようなことでありますけれども、先ほどの鈴木議員さんの数字との違いというのは、てんづけやはりこちらのほうから自治医大に行っている方も入っているのかなと、このような感じがするわけでありまして、いずれにいたしましても、当地域の2次医療機関体制につきましても、筑西広域管内救急高度化推進委員会における諸課題の検討等と、また茨城県救急医療対策検討会議における検討を通じて、圏域住民の救急医療の再生に向けて対策をこれからも講じてまいりたいと、このように考えておるところであります。

また、先ほど事務局長のほうからもお話がありましたけれども、2次医療機関の統廃合の問題とか、それらにつきましても、これは広域で管轄する問題ではございませんけれども、筑西広域事務組合の管理者といたしまして、圏域住民のだれもが安心して治療が受けられるような地域づくりをこれからも目指してまいりたいと、このように考えております。それらは、先ほどお話し申し上げました救急救命センターやドクターヘリ等々の問題につきましても、関係機関と調整しながら検討してまいりたい、このように考えておるところであります。

**○議長（片平忠行君）** 17番、鈴木 聡君。

**○17番（鈴木 聡君）** 管理者、今言った問題から先に、いわゆる自治医科大に行っているのは、いわゆるそれほどではないと。六百九十何人とかって。これ東洋経済は、では間違っているのですか。これ私言っているように、東洋経済のこれは最新の資料ですから、今度発売された。県外から、いわゆるこれは一般の治療とか、そういったのではない。救急患者の集計を言っているのです。いわゆる19年度ですね、19年。もう一回繰り返します。「筑西市から自治医大病院に救急患者が集中」というタイトルで、これは07年の資料ですけれども、県外から救急患者数として6,917人なのです。そのうち、筑西市が3分の1の2,380人なのです。これは19年。そういったことで、自治医大の鈴木さんという人が筑西市とか各関係自治体に申し入れて、そしてそれでも筑西市からは救急患者の搬送患者数は2,000人台の高水準が続いているというのですよ、2,000人台。これは、よく調べて東洋経済に言ったほうがいいですよ、もし間違っているのだったら。ただ、私はこういう記事を入手したので、今質問しているわけですから。その点。

それから、先ほども言ったように、管理者の筑西市の市民病院と、副管理者の桜川市の県西総合病院の合併、統廃合ですか、こういうものについての話というのはないのですか、お互いに。触れないのですか。現にもう県知事が新井昇県議の質問に対して議会で答弁し、そして過日桜川市に知事と語る会ですか、やって、知事がそこで、いわゆるもう無理だろうと、それぞれ独立してやっていくのは。もうここ、協和中央病院も含めて3つの病院の統廃合という話が切り出された。市長は、どちらの市長もびっくりしたとは思いますが、ただびっくり仰天でそのままというわけにもいかないでしょう、これは。既にもう10月2日に再編ネットのための、やはり公立病院のガイドラインがありますから、改革ガイドライン。これに基づいて、県はもう再編ネットということで、10月2日に初会合を開

いて、県医師会の原中さんが会長になったそうです。年内にもう一回、また開くようですが、そういうふうに県の姿勢というのは、そういう公立病院の、いわゆる国が示したガイドラインに基づいて、もうどんどん、どんどん進めていっているのです。

新井県会議員の、この整備基本構想を読ませてもらうと、新井県議の発想は、いわゆる合併特例債を使って財源、資金計画ですよ、こういうものまでうたっているのです。合併特例債を使って、そして2つの、3つですか、これは公立としては県西総合と市民病院ですよ。これを合併特例債を使って統合して、いわゆる救急医療体制も充実したい。特に循環器関係は整えると、脳外もそうですが。そういうことがうたわれて、市長や桜川市長にもこういうのが届いていると思うのだよね。私ら議員に、筑西市の議員に全部届いたのですから。こういうことで、同じ広域圏内で責任者をしているお二方が何の話もしないというのも摩訶不思議な現象だなと思うのですよ、もしなければ。

しかし、市長は9月の議会では、いわゆるこういう話が出されてびっくりだと。しかし、将来含めて、この地域に救急医療を含めた基幹病院としての構想というか建設は、構築は、市長が言うのが私は必要だと思っているということを述べているのですから、そういう、ただ県知事が動いている、県知事が動いているというのは県が動いている。それだけでいいのでしょうか。私らは、それがいいとは思っていません。やっぱり地域医療が遠くなってしまうのですよ。例えば、川島地域の人が県西総合病院と市民病院の間、真ん中として50号線上のどこかへというような話まで、場所の位置まで位置づけているのだから、新井県会は。だから、そういう話が出されていて、ただ知らないふりというわけにもいかないのではないのかなというのは素朴な感情なのですよ、私らは。

だから、ここで篤とその見解をお示ししていただけないでしょうか、お二方に、関係者の。ではなかったら、じっくり話し合っただけということもあるのでしょうかけれども、そういう点をひとつ。話し合いがなかったら、それぞれの首長さんが考え方をここでご披露されても、私は答弁していただいても結構なのです。それほどこの筑西圏域というのは、救急救命医療の問題では、もう本当にのんびきならない状態だということは管理者だって分かっているわけですよ、認識としては。ただ、それに実行が伴っていないのが、今はなはだ残念なのです、私は。いろいろ売却してしまう話も出ています。いろんな尾ひれがついていますよ、管理者。10億円持参金出して売るとか何とか、いやいや、そういうのが尾ひれがついて、だから早くちゃんと態度をはっきりして市民に公表すべきなのです。病院の特別委員会の結論も出て、9月中に本当は結論出すわけだったのだ。筑西市の一般質問になってしまいうから、ここらでとどめておきたいのですが。

だから、そういう点でもやはり救急救命センターの設置の問題について、消防長は今言ったのだ、いいことを。救命センターとドクターヘリの3つの基準があって、既存の検証、それから24時間体制がとれるか、3次医療の位置づけということで、こういうものを訴えていくということだけれども、やっぱり管理者からこういう言葉を聞いたかったよね。それは、体制を立てる努力するって答弁は、一般的な答弁は決意は分かるのですが、そういうだれもが安心して受けられる医療、そういうものを

ひとつ早くやって下さいよ。とにかく自治医大ではそういうふうに、いわゆる3次医療、重篤患者の救急医療といったら、もう自治医大に頼るしかないのですよ、この地域は。だから、つくばも行ってありますよ、つくば市のほうへも。ただ、近いから自治医大というのが真っ先だよな。

やはり先ほども言ったように、心筋梗塞なんか発症した場合なんかは、やっぱり1時間以内に運ばなかったら救命率が下がるとまで言われているのですから。そういう点をよく、救急車が来て1時間かかってやっと搬送先が決まるのでは、もう手遅れになってしまうのですよ。こういう現状は、もういろんな関係者から聞いて、市民は相当心配しています、そういう例が出ていますので。だから、よく明日は我が身というように、人ごとではないのです。そういう点、ひとつもう一回この問題、いわゆる合併、統廃合ですか、救急医療体制を確立する意味でも、新井県議は、これはやるという構想で、もう大々的に宣伝しているわけだから。それも1つの私は方策だとは思いますが、それはね。新井県議の構想というのは。ただ、それをもろ手を挙げてというわけにはいかないけれども、大きな1つの方策を示しているということは言えると思うのです。だから、直接当事者が、その考え方を具体的に示せないというのは、私は情けないのではないかなと思うのです。その点。

それから、この……

(「……聴取不能……」と呼ぶ者あり)

**○17番（鈴木 聡君）** （続）時間いっぱいやらないと、だって2回しかできないのだから。

消防長、これ先ほどいわゆる消防自動車のいろんな配置、人員基準があって、消防ポンプ自動車は人員基準では1台5人だけれども、筑西広域の消防では4人だと。あと、救急自動車は3人やっていますよと。あとのはしご車とか化学車とか救助工作車というのは何人なのです、現況は。それを言って下さい。

それから、環境センターの所長というのですか、3万6,000トンあって、年2,000立米ですね、2,000トンと言ってもいいのでしょうかけれども、このペースでは難しいというのは分かります。だけれども、10年計画でやろうということで、この議会でもちゃんと表明して報告されているのですよね。何でここへ来て期間を延ばしていくのです。このままだと15年ですね。15年ではきかないわ、18年かかってしまいます。3万6,000トンの廃棄物を持ち出すというと、年2,000トンにして18年だね。約20年かかってしまうのでは。約倍かかってしまうのではないですか。地元自治会としては、早く搬出撤去してほしいという要望を出しているわけですから、これはどうなのです、この倍もかかるような年数では。

それから、県西公園の2期工事の中止は、それはどういう理由なのです、中止というのは。そのかわりに施設の充実を図るからということで、こどもの広場だの池の周辺の整備だ、テニスコートの増設だ、そういうのでお茶を濁してしまうのですか。だから、なぜ中止なのかという理由が私には、ただ県の財政が大変だということなのですか。答弁時間あと5分ありますから、お願いします。

**○議長（片平忠行君）** 鈴木 聡君の2回目の質問に答弁願います。

富山管理者。

**○管理者（富山県三君）** まず、先ほど某県議の話なども出てまいったわけでありまして、今まで我々サイドでは、統廃合の問題については一回も検討したことはございません。と申しますのも、例えば筑西市民病院の場合等々におかれましては、合併以来今日までいろいろな検討委員会が立ち上げられ、また市議会の中でも検討委員会等々が立ち上げられ、勉強会が続けられて、最終的には6つの道の中の1つを市長選べということで、今その3つぐらいまでに絞られてきていることも事実であります。できるだけ一日も早く絞って結論を出してまいりたい、こういうふうに考えておるところであります。

つい最近の新聞等々を見てまいりますと、県西総合病院等々につきましても、何か独立法人のほうを施行すると、検討していくというようなことでの切りかえと申しますか、検討委員会と申しますか、いわゆる住民の皆様方の意思と申しますか、そういったものが、方向づけがなされようとしているということでございますので、我々は我々で、やはり筑西市民病院というものをしっかりとらえた中で進めてまいりたいと、このように考えております。

先ほど合併特例債がどうのこうのというお話がありました。とにかく話によりますと広大な構想のようでございますが、合併特例債というお金の問題、そして膨大な投資というのをだれが将来負担していくのかということもしっかり考えていかなければならぬ問題だと。もちろん尊い人命等々を守っていくためには、それなりの施設というものも必要ではございますけれども、やはりそれ以上に市民の中に係る負担というものも、どうとらえていくかということも大事なことではなかろうかと、私はこのように考えておるところであります。

もう一つ、県西総合公園等々につきましても、ご案内のとおり五十数ヘクタールが、将来像の中に県西公園の完成図があったわけでありまして、それを1期、2期に分けて、1期は大体完成したと。2期の中において、その県の財政等々から考えてみても、どうしても無理だというような話があったことも事実です。その問題については数年前でございますけれども、やはり我々この県西公園を管理する者としてみれば、これはやはり約束は五十数ヘクタールの県西公園のわけでありますから、この水戸線のほうに近いところにもその造成をしていただきまして、そういう中に先ほどお話ししました野球場等々の施設も整備してもらうように、今それぞれ県のほうに働きかけていることも事実でございますので、どうぞひとつご理解いただきたいと思います。

以上であります。

**○議長（片平忠行君）** 飯村消防長。

**○消防本部消防長（飯村勝行君）** 事故種別の医療機関の搬送人員でございますが、平成19年中で輪番5病院に4,006人、60.2%を搬送しています。また、広域圏内、これは5病院以外の病院でございますが、これに5.7%、それから茨城県内に、すべてこの広域圏内も入れまして83.19%です。それから、県外の3次医療機関、これに714人、10.74%、それから県外の医療機関に、これに1,117件、16.8%となっております。自治医大には671件、11%ということになっております。

〔それから3次でしょう、3次。第3次〕という人あり〕

○消防本部消防長（飯村勝行君） （続）県外の第3次医療機関には714人、この中に自治医大に671人が含まれております。

〔はい、分かりました。2次、3次って言わないから混同しちゃう〕という人あり〕

○消防本部消防長（飯村勝行君） （続）次に、消防車両の乗車人員でございますが……。

○議長（片平忠行君） 時間です。

以上で一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時21分

---

再開 午前11時36分

○議長（片平忠行君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◎報告第3号 処分事件報告について

○議長（片平忠行君） 次に、日程第6、報告第3号 処分事件報告についてを上程いたします。

直ちに説明を求めます。

星野事務局長。

〔事務局長 星野幸一君登壇〕

○事務局長（星野幸一君） 報告第3号についてご説明をいたします。

処分事件報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された下記事件を別紙のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告します。

記といたしまして、和解に関する事及び損害賠償の額を定めることについて

（平成20年9月16日処分）

平成20年10月27日提出

筑西広域市町村圏事務組合管理者 富 山 省 三

でございます。

裏面をお開き願いたいと存じます。2ページでございます。専決処分書の写しがございまして、その中ほどでございます。記といたしまして、

1 相手方

住 所 筑西市門井1972番地1

氏 名 石 橋 節 代 さん

## 2 和解の方法

当組合は、前項の相手方と示談し、次項の損害賠償金を支払うことをもって和解するものとする。

## 3 損害賠償金の額 金49万6,395円

これは、社団法人全国市有物件災害共済会から支払うというようなものでございます。

右側でございます。

### 別 記

#### 1 事故の種類 車両人身事故

#### 2 事故の相手方 先ほどと同様でございます。

3 事故の概要 これは、救急車と相手方との接触事故でございます。平成20年2月17日日曜、午前4時30分ごろ、筑西市門井地内の石橋邦吉宅東わき市道での救急活動時において、救急車を後退させたところ、相手方と接触し、負傷させたと。損害賠償の額が50万円以下というようなことと、相手方に早くお金を支払うというような必要もございまして、専決処分をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（片平忠行君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（片平忠行君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（片平忠行君） ご異議なしと認め、採決いたします。

報告第3号 処分事件報告について、報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片平忠行君） 起立全員。よって、本件は報告のとおり承認されました。

---

### ◎議案第12号の上程、説明、質疑、採決

○議長（片平忠行君） 次に、日程第7、議案第12号 和解に関する事及び損害賠償の額を定めることについてを上程いたします。

直ちに説明を求めます。

星野事務局長。

〔事務局長 星野幸一君登壇〕

○事務局長（星野幸一君） 議案第12号についてご説明をいたします。

和解に関する事及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、別記事件に関し相手方と和解し、損害賠償の額を定めることについて議会の議決を求める。

記といたしまして、

1 相手方

住 所 茨城県坂東市岩井3530番地1

氏 名 我 妻 貴 敏 さん

2 和解の方法

(1) 本組合は、前項の相手方と示談し、損害賠償金を支払うことをもって和解するものとする。

(2) 相手方は、本組合に対して、本件に関し今後次項の金員を除き一切の請求をしない。

3 損害賠償金の額 金62万8,318円

平成20年10月27日提出

筑西広域市町村圏事務組合管理者 富 山 省 三

でございます。

損害賠償の額につきましては、これも社団法人全国市有物件災害共済会からの支払いというふうなものでございます。

裏面をお開き願いたいと存じます。別記でございます。

1 事故の種類 車両人身事故

2 事故の相手方 先ほどと同様でございます。

3 事故の概要 これにつきましては、環境センター職員の運転する公用車が、停車中の相手方の車両に追突したというふうなことでございます。平成20年5月29日木曜、午後4時15分ごろ、当組合職員の運転する公用車が、筑西市西谷貝地内を走行中、停車中の相手方運転の車両後部に追突し、相手方を負傷させた。こちらにつきましては、損害賠償の額が50万円を超えているため、管理者の専決処分ではなく、議会の議決案件となっております。

以上でございます。

**○議長（片平忠行君）** 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

17番、鈴木 聡君。

[17番 鈴木 聡君登壇]

**○17番（鈴木 聡君）** さっきの救急車のやつはそれで済んだのだけれども、これは停車中の車に走行中ぶつけてしまったという話だよね。そうすると、これは何なのです。よそ見か不注意、いろいろあると思うのですよ、原因は。これはちょっと、はい、そうですかと見過ごすわけにはいかないですよ。やっぱり公務員というのは、交通ルールもちゃんと守っていく立場にあるわけですから、行政上も交通安全ということで行政でもやっているわけですから。それが公務執行中に、停車している車に

ぶつけるというのは、これはどういう原因だったのですか。そこまでよく把握して、やっぱりね。処分もされていると思うのですが、どういう処分の仕方をしているのですか。

これ賠償額を見ると六十何万円ということですから、結構相手方に損傷を、かなりダメージを与えたというふうに受けとれるのです。そういう点どうなのでしょう。

**○議長（片平忠行君）** 鈴木 聡君の1回目の質疑に答弁願います。

百瀬次長兼環境センター所長。

〔次長兼環境センター所長 百瀬正治君登壇〕

**○次長兼環境センター所長（百瀬正治君）** 鈴木議員さんの質問にお答えしたいと思います。

この件につきましては、管理者が冒頭申し上げましたように、再三にわたり交通事故防止というようなことで申し上げてあったところでございますが、このたび本人の不注意といえますか、わき見運転というようなところでございまして、止まっている車両に追突してしまったというようなところでございます。車両そのものに被害はなかったわけでございますが、我妻さんのほうに若干頸椎と腰椎に、通院だったわけでございますが、そのような事故を起こして誠に申しわけなかったと。

以上でございます。

**○議長（片平忠行君）** 17番、鈴木 聡君。

**○17番（鈴木 聡君）** これは人身事故ですよ。これはどういうふうな処分をしたのですか。これは1人で乗っていたのですか。1人で運転していて、もし同乗者がいたとすれば、これはまた同乗者にも大変な類を及ぶので、その辺もつまびらかにして下さい。

**○議長（片平忠行君）** 鈴木 聡君の2回目の質疑に答弁願います。

星野事務局長。

**○事務局長（星野幸一君）** まず、処分についてご説明をいたします。

10月10日の日に懲戒審査委員会を開きまして、10月20日の日に懲戒処分をいたしております。処分としましては、戒告処分でございます。

それと、先ほどの事故の状況ということで百瀬センター長が言ったとおり、わき見していて追突してしまったということでございます。それで、相手の車両は修理することはなかったということでございますが、環境センターの公用車については後ほど補正予算の中にも出てまいります。修理をする必要が生じたというようなことでございます。相手方につきましては通院ということでございまして、通院につきましては治療費的なものでは約28万円弱というようなところでございます。ただ、慰謝料が34万8,000円というのは保険のほうから支払うというようなことでございまして、合計すると62万8,318円ということになったところでございます。

以上でございます。

〔「同乗者はいなかったのかな」と言う人あり〕

**○事務局長（星野幸一君）** （続）失礼しました。同乗者はいませんでした。環境センター職員1名

でございます。相手も運転手1名でございます。

○議長（片平忠行君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（片平忠行君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（片平忠行君） ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第12号 和解に関すること及び損害賠償の額を定めることについて、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片平忠行君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第13号の上程、説明、質疑、採決

○議長（片平忠行君） 次に、日程第8、議案第13号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを上程いたします。

この際、本案については橋本位知朗君の一身上の問題に関することであり、地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、退席願います。

〔10番 橋本位知朗君退場〕

○議長（片平忠行君） それでは、説明を求めます。

富山管理者。

〔管理者 富山省三君登壇〕

○管理者（富山省三君） 議案第13号は、監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

筑西広域市町村圏事務組合同規約第14条第2項の規定により、下記議員を監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記として、

住 所 桜川市友部1017番地1

氏 名 橋 本 位 知 朗 さん

生年月日 昭和25年5月3日生

でございます。

平成20年10月27日提出でございます。

なお、参考といたしまして、裏面に橋本議員さんの略歴が記載されておりますので、ご参照願いま

す。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（片平忠行君） 説明を終わります。

質疑を願ひます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（片平忠行君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。橋本位知朗君を監査委員に選任することについて賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片平忠行君） 起立全員。よって、橋本位知朗君が監査委員に選任されました。

橋本位知朗君の除斥を解きます。

〔10番 橋本位知朗君入場〕

---

#### ◎監査委員就任のあいさつ

○議長（片平忠行君） 10番、橋本位知朗君が議場におられますので、ごあいさつをお願いいたします。

〔10番 橋本位知朗君登壇〕

○10番（橋本位知朗君） ただいまは当議会の監査委員に選任されまして、ありがとうございます。

もとより浅学非才の身ではございますが、選任された以上、一生懸命職務を全うしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

ありがとうございます。

○議長（片平忠行君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時51分

---

再開 午後 1時00分

○議長（片平忠行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎議案第14号、議案第15号の上程、説明、質疑、採決

○議長（片平忠行君） 次に、日程第9、議案第14号 平成20年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）及び議案第15号 平成20年度筑西広域市町村圏事務組合老人福祉事業特別会計補正予算（第1号）の2案を一括上程いたします。

直ちに説明を求めます。

まず、議案第14号について、星野事務局長。

〔事務局長 星野幸一君登壇〕

○事務局長（星野幸一君） 議案第14号についてご説明をいたします。

平成20年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）

平成20年度筑西広域市町村圏事務組合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,589万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億5,166万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年10月27日提出

筑西広域市町村圏事務組合管理者 富 山 省 三

でございます。

これにつきましては、4ページの事項別明細により説明いたしたいと存じます。4ページをお開き願いたいと存じます。1、歳入でございますが、3款国庫支出金、1項国庫支出金、2目消防費国庫支出金でございますが、補正前の額に、いずれも同額ですが、158万4,000円を加え、それぞれ158万4,000円とするものでございます。これは、優良建築物等整備事業費補助金ということでございますが、消防の建物のうち、明野分署、それから結城消防署南出張所におけるアスベスト除去工事に伴う補助金でございます。

次に、6款1項1目の繰越金でございますが、補正前の額に、いずれも同額ですが、1,402万3,000円を加え、それぞれ1億9,192万3,000円とするものでございます。この補正額は、前年度繰越金でございます。

次に、7款諸収入、2項雑入、1目雑入でございますが、補正前の額に、いずれも同額ですが、28万9,000円を加え、1億5,523万4,000円とするものでございます。これは保険金でございますが、議案第12号で説明をいたしました環境センターの公用車修理の保険金代でございます。全国市有物件災害共済会からのものでございます。

続きまして、6ページ目をお開き願いたいと存じます。2の歳出でございますが、2款総務費、1項総務管理費、3目筑西遊湯館費の補正前の額に、いずれも同額ですが、27万4,000円を加え、それぞれ2億7,753万3,000円、2億7,740万7,000円、1億4,016万2,000円とするものでございます。補正額の内訳といたしましては、筑西遊湯館職員の人事異動に伴う給与関係経費の差額でございます。給料8万8,000円、職員手当等で14万円、共済費4万6,000円となるものでございます。

次に、3款の土木費、1項公園費、1目県西総合公園費の補正前の額に、いずれも同額でございますが、489万3,000円を加えまして、それぞれ8,928万1,000円とするものでございます。補正額につきましては、工事請負費でシャワー室の改修工事を行うものでございます。これは、公園のコミュニティークラブハウス内に、男女更衣室それぞれにシャワー室が2カ所ずつ設置してございまして、使用料100円で利用できるものでございます。公園は、平成4年4月から供用開始しておりますけれども、16

年を経過し、電気湯沸かし器等シャワー設備全体の能力低下が著しく、修理をするため補正をお願いするものでございます。

次に、4 款衛生費では、補正前の額に94万8,000円を加えまして17億3,475万8,000円に、2 項清掃費、1 目清掃総務費では、補正前の額にそれぞれ53万5,000円を加えまして16億1,029万7,000円、9,451万6,000円とするものでございます。補正額の内訳といたしましては、人事異動4名分に伴う職員関係経費で、補正額24万6,000円、それから環境センター事務費、これは公用車の修理代でございますが、28万9,000円となるものでございます。

次に、3 項火葬場費、1 目きぬ聖苑費では、補正前の額にそれぞれ41万3,000円を加え、それぞれ9,416万5,000円とするものでございます。補正額41万3,000円の内訳といたしましては、需用費の燃料費530万円でございますが、火葬炉用及び空調用に灯油を使用しておりますけれども、灯油の高騰によりまして燃料費が不足するため、補正をお願いするものでございます。ちなみに、予算編成時は1リットル当たり74円で予算化しておりましたが、補正時では107.46円で計算しておりまして、年間では火葬用では128キロリットル、空調用では30キロリットルとしております。委託料では606万9,000円を減額しておりますが、きぬ聖苑の火葬業務委託3名分と、窓口の受付で2名を委託しておりますが、これらの契約差金606万9,000円を減額するものでございます。また、工事請負費118万2,000円は、火葬炉6基あるうちの3基分の火葬炉用の台車の損傷が著しいため、これら修理のため工事請負費の補正をお願いするものでございます。

次に、5 款の消防費、1 項消防費では、補正前の額にそれぞれ978万1,000円を加え、24億6,427万4,000円とするものです。

1 目消防総務費では、補正前の額に341万9,000円を加え、24億3,310万9,000円とするものです。補正の理由といたしましては、燃料代の高騰によりまして、車両用燃料代で243万2,000円、空調用燃料代で98万7,000円の不足が発生するため、合わせて341万9,000円の補正をお願いするものでございます。

2 目消防施設費では、補正前の額に636万2,000円を加え、3,116万5,000円とするものです。補正額の内容といたしましては、消防施設管理費の工事請負費で明野分署、それから結城署南出張所のアスベスト除去工事を行うものでございます。今年度、国から新たな通達といたしまして、アスベスト中の成分、クリソタイルなどが新たに加わり、再度調査したところ、前述の2施設におきましてアスベストを除去する必要性が生じたため、補正をお願いするものでございます。工事費としましては、明野分署で306万3,000円、結城署南出張所では358万3,000円、合計で664万6,000円となりますが、このうちから今年度の桜川消防署の改修工事の契約差金28万4,000円を減額いたしまして、補正額の636万2,000円とするものでございます。

以上でございます。

**○議長（片平忠行君）** 続いて、議案第15号について、沼田老人福祉施設等支配人。

〔老人福祉施設等支配人 沼田重夫君登壇〕

○老人福祉施設等支配人（沼田重夫君） 議案第15号について説明をいたします。

平成20年度筑西広域市町村圏事務組合老人福祉事業特別会計補正予算（第1号）

平成20年度筑西広域市町村圏事務組合の老人福祉事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年10月27日提出

筑西広域市町村圏事務組合管理者 富 山 省 三

それでは、内容について説明いたします。

事項別明細書により説明いたしますので、4ページ、5ページをお開き願いたいと思います。今回の補正予算は、福祉センターの管理運営費の需用費のうち、燃料費と賄い材料費が燃料費等の高騰により予算が不足する見込みであることから、補正をお願いするものでございます。

1款1項1目一般管理費の2節給料を310万円減額いたしまして、11節の需用費を310万円増額するものでございます。燃料費92万7,000円、賄い材料費217万3,000円を増額するものですが、燃料費につきましては、昨年の予算積算時につきましては、かなり上がっております。特にボイラーに使用するA重油が大きいわけですが、予算積算時はリッター当たり単価が75円だったのに対し、現在は少し下がりましたが、105円というようなことでございます。また、賄い材料費も同じく原油高によるもので、材料の一部が値上がりしております。昨年の同時期と比較しますと、約15%ほど増えております。そのようなことから、昨年実績に同率を掛けまして増額補正をお願いするものでございます。なお、増額した分につきましては、人事異動により減額になります給料を充てさせていただきます。

以上でございます。

○議長（片平忠行君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（片平忠行君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（片平忠行君） ご異議なしと認め、逐条採決いたします。

まず、議案第14号 平成20年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片平忠行君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 平成20年度筑西広域市町村圏事務組合老人福祉事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片平忠行君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎認定第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（片平忠行君） 日程第10、認定第1号 平成19年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計及び特別会計決算認定についてを上程いたします。

直ちに説明を求めます。

星野事務局長。

〔事務局長 星野幸一君登壇〕

○事務局長（星野幸一君） 認定第1号 平成19年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計及び特別会計決算認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成19年度下記各会計決算を、監査委員の審査意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

記といたしまして、

- 1 平成19年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算
- 2 平成19年度筑西広域市町村圏事務組合筑西ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算
- 3 平成19年度筑西広域市町村圏事務組合老人福祉事業特別会計歳入歳出決算

平成20年10月27日提出

筑西広域市町村圏事務組合管理者 富 山 省 三

でございます。

平成19年度の決算につきましては、平成19年度決算主要施策説明書により説明いたしたいと存じます。よろしく申し上げます。

1 ページ目を開いていただきますと、平成19年度の決算総括でございます。

筑西広域市町村圏事務組合の財政運営並びに予算執行にあたりましては、その財源の大部分が関係市の分賦金であることから、効率的な事務事業の推進に努めるとともに、圏域3市の総合的かつ一体的な発展と併せ、魅力と活力ある圏域づくりのため、各種施策を推進してまいりました。

一般会計においては、議会費では円滑かつ効率的な議会運営に努め、総務費では平成20年度から10年間の組合基本方針となる「第5次筑西広域市町村圏計画」を策定しました。

筑西遊湯館費では、利用者の増加を図り、健康増進施設として圏域住民が安全かつ快適に利用できるよう施設の維持管理に努めてまいりました。

土木費では、県西総合公園の更なる利用促進のため、圏域住民が快適に利用できるよう園内の植栽管理、環境美化に努めてまいりました。昨年は、ねんりんピック茨城の開催により、県西総合公園がテニス会場となり、テニスコートの利用が増加いたしました。

衛生費の保健衛生費では、圏域住民の生命と安全、安心を確保するため、小児救急医療事業及び病院群輪番制事業の円滑な運営に努めてまいりました。

清掃費では、し尿及びごみの適正処理に努め、ダイオキシン類など有害物質の排出を抑制し、安全で安心な環境づくりを推進してまいりました。また、溶融スラグについてはアスファルト合材に利用され、2,288.84トンが利用されたことにより、最終処分費用が大幅に軽減することができました。また、懸案事項であった環境センター敷地内の埋立廃棄物の撤去処分を開始し、平成19年度の処分量は1,084.9立米となりました。

火葬場費では、会葬者の立場に立った施設運営を目指し、受付窓口のサービス向上に努めるとともに、予約案内システム更新をいたしました。

消防費では、通信指令システムの活用により、圏域住民の生命と財産を守るため、救急業務の向上を目指し、救急救命士の養成に努めてまいりました。

労働費では、いわゆる「ニート」対策にもつながる求職者対象の緊急雇用対策訓練をはじめ、施設の利用促進に向けた事業の実施に努めてまいりました。

筑西ふるさと市町村圏特別会計では、金利が低迷している中、引き続き国債による筑西ふるさと市町村圏基金2億円の運用益の確保を図り、圏域の広報PR等のため広報紙の発行並びに筑西イベント等のソフト事業を展開し、圏域魅力化の創出に取り組んでまいりました。また、昨年の筑西広域イベント「やっぺえ」では晴天に恵まれまして、約3万人の人出でにぎわいました。

老人福祉事業特別会計では、利用者に快適なサービスを提供するため、設備の改修や接客サービスの向上に努めるとともに、顧客の確保を図るため、PR活動を展開してまいりました。

それでは、3ページをご説明いたしたいと存じます。これは全体的な決算の報告でございますけれども、平成19年度の各会計の決算報告ということでございまして、一番上でございますが、歳入の一般会計、特別会計を合計いたしますと64億5,153万47円というのが歳入でございます。歳出が61億3,915万6,068円ということで、歳入歳出の差引額が3億1,237万3,979円ということでございます。

これら3億円余の内訳でございますが、一般会計の歳入においては、当初の予算額より約5,047万円多くなっております。歳入の内訳といたしましては、予算額より総務費の預金金利利子130万円、それから県西総合公園の利用収入131万円、環境センターでの東京電力への売電の伸びということで約1,150万円、鉄、アルミ売却などの諸収入で約3,800万円が多く収入となっております。

また、歳出につきましては経費の削減を図り、主たるところでは清掃費での契約差金等で1億5,780万円や、その他施設の利用費の減、それから差金など合わせまして1億7,683万円、それから各施設全体での給与関係経費で約4,530万円の減、これにつきましては期末勤勉手当の役職加算額、それから地

域手当の未支給によるものでございます。予備費350万円を合わせまして、2億4,747万932円となっております。

筑西ふるさと市町村圏では、18年度の国債売却を19年度に繰り越しをしている関係上、歳入の増によりまして1,290万円余の差引額、それから老人福祉事業では18年度で精算金を返還しているため分賦金の増と、歳出での不用額による差引額783万円余ということで、一般会計、特別会計の合計での差引額は3億円余となるものでございます。

次に、第2表についてご説明をいたします。2カ年の比較をしてございます。歳入で申し上げますと、18年度と19年度どのように違うかと申し上げますと、まず歳入でございますが、合計では19年度が64億5,153万47円、18年度が73億2,161万50円ということで、差し引きいたしますと8億7,008万3円少なくなっております。これら減額の要因としましては、一般会計では前年度の繰越金が多かったことによる分賦金の減、それから19年度では消防車両購入に伴う国庫支出金、組合債がなかったというようなことが主たる要因でございます。

特別会計のうち、筑西ふるさと市町村圏では、18年度にふるさと市町村圏基金10億円債権を売却し、うち収入8億円を構成市に返還し、2億円で新たに国債を購入いたしております。このようなことで、19年度では8億円の減、このほか2億円の果実収入に変わったことなどによりまして、8億1,258万2,110円の減額となっております。

また、老人福祉事業では、主たるところでは18年度でアスベスト除去工事に係る組合債がございましたが、19年度ではございませんので、356万円余の減額となったものでございます。

次に、歳出でございます。経費削減のため努力しておりますので、歳入よりは減額しておりますけれども、18年度と19年度の違い、つまり増減額につきましてはの主たる要因は、一般会計では構成市への精算金7,145万円余の返還金、それから環境センターでの埋立廃棄物処分が増額の主な理由となっております。特別会計では、歳入で説明したことと同様の内容でございます。

次に、5ページをお開き願いたいと存じます。こちらは一般会計の分でございます。特別会計につきましては、後ほど説明をいたします。一般会計の歳入の状況でございますが、これを見ますと下半分に一般会計の歳入決算額がございまして、分賦金から組合債まで書いてございます。この中で、1番目の分賦金は前年度よりも約8,373万円少なくなっております。これは、分賦金の増は構成市にとってかなりの負担であるというふうなため、事業の見直し、それから不用額等の繰越金などによりまして分賦金の額を抑え、約8,373万円の減にしたものでございます。分賦金の割合では、消防費で48%、清掃費で42%ということで、この2つを合わせますと90%を占めているというような状況でございます。

2番目の使用料及び手数料につきましては、決算額で4億4,603万2,527円で、予算額より212万円ほどの減となっております。これにつきましては、筑西遊湯館におきましては19年度から休館日を毎週木曜日であったのを第2、第4木曜日に変更し、使用料の増を見込みましたけれども、見込みどお

りにいかずに、約864万円の減額となりました。きぬ聖苑におきましては、斎場利用料約64万円の減、これにつきましては結城市に新たな斎場ができたことによるものと思われます。その他では、環境センターのし尿、ごみ処分料及び排水使用料などで約650万円が増、それから消防手数料約51万円が増となっております。増減合わせまして212万円の減額となったものでございます。

次に、3番の国庫支出金のうち、前年度決算額2,486万4,000円につきましては、消防車両の高規格救急車1台とポンプ車2台の購入の消防施設整備費補助金2,161万7,000円と、結城消防署建屋のアスベスト除去に伴う補助金324万7,000円の合計額でございまして、19年度につきましては、国庫補助事業はございませんでした。

4番目の県支出金につきましては、県西総合公園の委託金3,841万5,525円が主たるものでございますが、消防費のボランティア指導員による応急手当普及啓発事業の県支出金79万9,219円も含まれております。

5番目の財産収入34万2,720円は、環境センターにおける土地貸付代でございまして、前年度との比較では、約3,214万円が減額となっておりますが、環境センターでのアルミ、鉄などの資源物売却売払収入を19年度では諸収入に変更したことによるものでございます。

6番目の繰越金につきましては、前年度より8,334万7,719円ほど多くなっております。

7番目の諸収入では、預金利子及び各施設の雑収入でございまして、予算現額に対しまして5,291万7,940円増で、決算額1億3,713万7,940円となっております。項目別では、環境センターでの鉄、アルミ売却等の収入約6,289万円ございまして、いわゆる中国特需によるところの鉄、アルミ等の価格の高騰によりまして増となっております。ほかには、東京電力への売電料1,753万円、それから職業訓練センターのOAビジネス科講座受託収入が主なものでございます。

決算額の右隣に収入未済額49万4,949円がございまして、これにつきましては、ペットボトルの売却業者でありますところの川崎市のオール・ウエスト・リサイクル株式会社、これは容器包装リサイクル協会に登録する会員でもございますが、この会社が倒産したことによりまして、ペットボトル売却代金が未収金となったものでございます。この会社につきましては、会社更生法の手続が平成19年4月26日に開始しまして、これが認められたことによりまして、今年度で未収金の一部11万9,748円が弁済されることになってございます。ちなみに、これ以外のペットボトルの売却益では335トンで、約1,255万円の収入となっております。

8番目の組合債の前年度決算額につきましては、消防車両の購入と結城消防署のアスベスト除去工事に係る組合債で5,980万円となっております。19年度ではございませんでした。

次に、7ページ目をお開き願いたいと存じます。7ページの表についてご説明をいたしたいと思っております。こちらは歳出の決算額でございまして、一般会計目的別歳出決算額で、歳出の合計では予算現額62億3,869万3,000円、決算額59億9,761万7,845円、執行率96.1%で、不用額2億4,107万5,155円となっております。

歳出につきましては、予算に対する不用額の内容で説明をしていきたいと思っております。1番目の議会費でございますが、不用額49万9,098円で、議会における研修等の実施を見合わせたというような結果、旅費等の執行がされなかったことによるものでございます。

2番目の総務費でございますが、予算額3億4,897万円ということで、1,491万円余というふうに書いてございますが、総務費の一般管理費の削減による約389万円の不用額のほか、これには筑西遊湯館費が入ってございまして、筑西遊湯館では約989万円が不用額となっております。それから、人事異動による人件費の減、施設での節電、入札差金、それから諸経費を落としていったというようなものがございます。

3番目の土木費の不用額1,075万円余でございますが、職員1名減による人件費の減902万円及び委託料の差金145万円などでございます。

4番目の衛生費でございます。不用額を見ますと1億8,325万2,284円というようなことでございますが、これらにつきまして主たるものでは人件費で1,400万円、ごみ関係で1億4,891万6,718円というような不用額が出ております。委託料、工事請負費の入札差金、それから工業薬品の削減、需用費での電気使用料の削減などで3,485万円というようなことでございます。それから、し尿関係で1,026万円ほどの経費の削減をさせていただいております。それらを合わせますと1億4,891万6,718円の主な内訳となるわけでございます。

5番目の消防費でございます。消防費の2,348万1,890円の不用額でございますが、2名が中途退職しております。それらの関係で462万円。それから大きなものでは、時間外手当のうち大災害が発生しなかったというようなことでございまして、それらの手当の減。それと事務事業の見直しを図りまして、約637万円の不用額が計上されております。それから、車両用燃料代及び電気料金、備品の購入費の減というようなことで、約339万円というのが主たる不用額の内訳でございます。

6番目の労働費では、職業訓練センターの管理運営費でございますが、不用額435万8,682円となっております。委託料の減と、工事請負費のトイレ改修工事を雇用能力開発機構が実施してくれたというようなことでの不用額が主なものでございます。

7番目の公債費が、前年度より4,469万円ほど多くなっております。これは、筑西遊湯館の公債費が増加したためでございます。

8番目の予備費でございますが、執行率がゼロとなっております。

このような概況でございまして、8ページから19ページまでは各項目ごとに資料でございますので、省略をさせていただきます。

20ページ目をお開き願いたいと存じます。20ページは特別会計でございまして、筑西ふるさと市町村圏の特別会計でございます。これにつきましても表で説明をいたしてまいります。歳入総額2,340万2,251円、歳出総額1,040万9,493円、歳入歳出差引額が1,299万2,758円となっております。

これらの財源の概況を申し上げますと、財産収入では1億円の国債を2本購入しております。国債

の利子がそれぞれ1.3%、1.2%ということで、250万円の利子がございます。それと、情報ネットワーク整備事業に要する約172万円程度の繰入金がございます。それから、18年10月に昨今の厳しい財政状況を鑑みまして、国債及び東京都債を売却しまして8億円を関係市に返還しておりますが、このときの売却益等を繰り越しいたしておりますので、約1,894万円となっております、これらが主たる財源となっております。

歳出の状況につきましては、22ページ目をお開き願いたいと存じます。これらのお金をどのように使っているかという話でございます。それらにつきましては、3番目の主要施策の事業内容及びその効果というところで、決算額1,040万9,493円ということでございまして、①から③までの内容が主な事業でございます。①番目の筑西イベント事業で約421万円、この中でイベント「やっぺえ」、これは昨年10月21日に開催しまして、約3万人の来場者があったというようなことでございます。それから、②番目の広報紙年3回の発行でございまして、260万円、それから③の組合ホームページ更新で56万円、それから情報ネットワーク整備事業におけるパソコン10台とプリンター1台を購入しまして172万円、これらが主なものでございます。

次に、23ページ、老人福祉事業特別会計でございます。これも中段の表で説明をしてみたいと存じます。19年度における歳入の総額は、1億3,896万8,064円ということでございまして、歳出が1億3,112万8,730円、差引額が783万9,334円ということでございます。

これらについてご説明申し上げますと、下の段に歳入の決算額の表がございます。分賦金でございますが、前年度より多くなってございます。これらの増額の主な理由としましては、19年度からの分賦金負担割合の変更によりまして前年の歳入歳出差引額を精算し、構成市に返還したことによりまして、繰越金が少なかったというようなことが挙げられます。

それから、使用料及び手数料でございます。宿泊、休憩手数料では、決算額は1,045万7,800円ということで、前年より115万2,600円少なくなっております。これは、宿泊利用者が354人少なくなりまして、休憩では1,011人増加したということでございます。最後に表が載っておりますが、3,124人の宿泊、1万1,092人の休憩にとどまったということでございます。

それから、3番目の諸収入でございます。決算額で申しますと、前年と比較しまして225万6,006円の増となっております。増額の主な理由としましては、宴会、会議時などでの飲食提供料の増によるものでございます。

繰越金は、前年度と比較しまして302万2,209円の減となりました。

また、5番目の国庫支出金、6番目の組合債につきましては、今年度は未発生でございます。前年度では福祉センター建屋階段下のアスベスト除去工事を実施いたしました。その際の国庫支出金261万7,000円、組合債510万円でございます。

24ページ目をお開き願いたいと存じます。下の段に老人福祉事業特別会計の目的別歳出決算書がございまして、総務費で不用額が474万950円と出ております。これは、職員手当等で27万円、需用費の

うち燃料費、それから水道代の減、中古マイクロバス購入の備品購入差金などで381万円が主なものとなってございます。

次に、25ページの老人福祉事業特別会計の性質別決算額でございますけれども、人件費、これにつきましては給与費でございます。物件費等につきましては、賄い材料費など需用費、それからマイクロバス購入の、それから備品購入費、維持管理補修費などが、お風呂のろ過器の改修工事費、また前年度の精算返還金などの補助費というようなことでございまして、今回の決算をさせていただきました。

ちょうど一番後ろでございます。最後に、あまびきの利用状況が書いてございます。それらを参考によろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（片平忠行君）** 以上で説明を終わります。

本件につきましては、監査委員の監査を受けておりますので、前場文夫監査委員より報告を願います。

〔監査委員 前場文夫君登壇〕

**○監査委員（前場文夫君）** ただいま議長より指名がありましたので、平成19年度の決算審査につきまして意見を申し述べたいと思います。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、管理者から審査に付された平成19年度歳入歳出決算、その他政令で定める書類について前任の林監査委員とともに審査を済ませたものであり、その結果について別紙のとおり意見を提出するものであります。

審査の対象は、平成19年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計、筑西ふるさと市町村圏特別会計並びに老人福祉事業特別会計歳入歳出決算の3会計であり、総収入済額64億5,153万円余に対し、総支出済額が61億3,915万円余で、実質収支は3億1,237万円余であります。

審査は、平成20年7月30日と7月31日の2日間であり、筑西広域市町村圏事務組合消防本部会議室並びに組合関係施設において実施いたしました。

審査方法は、審査に付された決算及び証書類、決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに財産に関する調書について、収入役所管の歳入簿、歳出簿、その他関係帳簿類と照合し、さらに関係職員から説明を求めながら、あるいは組合施設の現況等を実地検分し、決算計数の正確性、予算執行の適否及び内容の妥当性について慎重に審査を実施いたしました。

審査に付された決算及び附属資料の計数は正確であり、予算執行状況並びに内容についても全般的に適正かつ妥当なものと認めるところであります。なお、決算の概要については、別冊の19年度決算主要施策説明書のとおりであります。審査の過程で感じた点について、意見を申し述べたいと思います。

初めに、経費節減に努め、不用額の確保努力については評価をいたしますが、依然として構成3市の財政は厳しい状況にあることから、今後も備品及び原材料等の購入、あるいは委託業務、施設修繕

並びに工事等の発注に際しましては、特に地元業者を優先に選定し、地元業者の育成を図るとともに、競争原理を働かせた予算執行を望むものであります。

筑西遊湯館の運営については、イベントの実施、運動プログラムの充実、そしてPR紙の配布により確実に利用者の増加が図られ、かつ水質管理も徹底されております。これからも施設管理に万全を尽くして、一層安全で安心して利用ができるように努めて下さい。

県西総合公園については、松枯れ予防対策をはじめとした植栽管理、浄化槽の保守など安価に執行されていることに評価いたします。新設されたターゲットバードゴルフ場については、競技の普及、情報の発信に努め、利用促進を願います。

環境センターについては、施設の維持、改修、業務委託等に多額の経費を要することから、19年度に取り入れた精密機能検査を活用し、適正費用での維持管理に努めていただきたいと思います。また、構成3市に道路改良工事等への灰溶融スラグ使用を積極的に働きかけ、最終処分費用の削減を一層進めていただきたいと思います。

続きまして、きぬ聖苑については、炉の修理、電話予約システムの充実、あるいは植栽管理など施設内外の計画的な整備が進み、快適な環境により会葬者の立場に立った運営がなされています。今後引き続き努力していただきたいと思います。

消防本部においては、効率性を重視の上、署・分署の統廃合など組織の改編を推進するとともに、設備車両等の整備充実を図り、圏域住民の安心、安全を守る体制のさらなる強化をお願いします。

筑西地域職業訓練センターについては、今後も就職支援のための講座等利用者のニーズに適合した講座の開設を図り、利用促進に努めていただきたいと思います。

筑西ふるさと市町村圏特別会計については、基金運用益などが少なくなる状況にあるものの、今後も引き続き広報紙の発行、広域イベントの充実を図り、筑西広域圏の魅力化創出と一体感の醸成を図っていただきたいと思います。

最後に、老人福祉センターあまびきについてであります。近年の物価高の影響等厳しい状況にあると思われませんが、筑波山、真壁の街並み等近隣の観光施設との関わりを大切に、当面利用者に快適なサービスが提供できるよう努力していただきたいと思います。

詳細については、監査意見書をご参照いただき、概略であります。監査委員の意見といたしますので、よろしく願いいたします。

**○議長（片平忠行君）** 以上で監査委員の報告を終わります。

質疑を願います。

17番、鈴木 聡君。

〔17番 鈴木 聡君登壇〕

**○17番（鈴木 聡君）** 1日で一般質問から総括質疑までやるのだから、大変な日程なのですけれども、皆さんお疲れのところ、もう少しご協力下さい。

それで、この19年度では第5次筑西広域市町村圏計画というものを作成したということで、これいろいろつぶさに見せていただきました。やはり筑西広域圏の救急医療問題については、もう何回言っても言い足りないほどの深刻さを、この5カ年計画の基本計画の中でもうたっているのだよね。少し、読んだ方もいると思いますが、紹介してみますと、この基本計画の中で、いわゆる安心して暮らせる快適な広域圏域づくりということで、いわゆる医療福祉の問題が述べられております。最後のほうに、「いわゆる手術や入院が必要な患者に対応する第2次医療機関は、依然として周辺圏域の病院に強く依存している状況であり、救急、防災体制の整備と併せ、本圏域内で迅速に対応できる体制づくりが求められています」というのです。もう一つ、この安らぎある暮らしを守る安全な広域圏づくりということで、消防、救急、防災の問題があるのですが、そこでもやはり「管内の救急出動が増加傾向にある中、救急病院等の受け入れ体制の停滞は依然として大きな課題となっており、圏域内外にわたる救急体制の効果的な連携が強く求められます」と、ちゃんと分析して、そして基本計画にうたっているのですね。

こういう分析で現状を述べて、では対策はどうか。20年度からの実施計画というか、そういうものがまだ我々に提示されていない。午前中の一般質問の中でも、そういった具体的な対策というか、そういうものが、管理者をはじめ関係者からの答弁からは一つも見えない。こういう、せっかくコンサルを頼んで、これ何百万円の計画書ではないかと思うのだよね。400万円や500万円ぐらい出すのでしょ、こういうコンサル。これだけのちゃんとした第5次の広域圏内の市町村の基本計画をつくって、さあこれを本当に具体的に実践していく、実施していくということについて、ひとつどういう考えがあるのか。まず管理者からお願いしたいと思います。

ただ、これお題目を上げて、それで終わりかという、では何のためのいわゆる基本計画書なのかということにもなりますから、その施策、策はどういうふうにするのかと。午前中もいろいろあって、これ19年度の、いわゆる自治医科大学に対する救急搬送で消防長も言っていたが、691だと。それは第3次医療だよ。第3次だけで691、筑西市だけじゃなく。だから、週刊東洋経済の2,000人というのは、まんざら誤報ではないですよ。いわゆるこの第3次、医療、救急だけで691人だから、2次、1次なんか入れたら、もう2,000人は超えるかもしれないですよ。決して東洋経済の週刊誌が間違っていないですよ、管理者。

だから、こういう現状を合わせれば、やはりではどういうふうにやっていくのかと。いわゆる昨年度せっかく基本計画書をつくって、では20年度から10カ年計画としてどういうふうに詰めていくのかということをお尋ねしたい。いわゆる計画をですね。

それから、救急車、救急問題では、もう小児救急だって深刻です。とにかくもう、この県西地域の中の筑西市、こういう中で一番筑西市が大変遅れをとっているということです。市長、管理者、ぶつぶつ言わないでよく聞いて下さいよ。こういう深刻な、こういう筑西市が医療救急の中で一番遅れているのです。一番遅れているということは、全国でも一番遅れているのですよ、ここは。茨城県内で

も。ですから、市長が12年間、下館市政市長在任、在歴を入れて12年間、今日までたつのですが、こういう深刻な状態をやっぱり、あと任期半年ぐらいですか。あと任期半年ぐらいしかないですけども、何か先鞭をつけてもらえないでしょうか。そういう今までの12年間の市政運営に関わってきて、任期切れになりますけれども、こういうことを方向づけをすれば、仮にまた出馬するとなれば、当選してやるということになっていくわけですから、それは先の話の仮定の話ですから、それはいいとしても。

小児救急医療問題でも今度の決算では、全体で1万6,129人の急患搬送して、圏域系、いわゆる筑西広域圏内では1,550人、筑西市としてはそのうち1,052人、桜川が477人、結城が21人、つくば市にお願いしているのが7,803人、そのほかの他の地域が6,776人、全部で1万6,129人だということですね。こういうのを見ますと、筑波のメディカルセンターには小児救急ということをお願いしていることはお願いしているわけですが、そこに大体半分だよ、全体の、7,800人。そうすると、あとの約半分は他地域、だから他地域というのはいろいろありますよ、広くは。だけれども、自治医大や獨協医大だの芳賀日赤だの、そういう他県の医療施設に頼らざるを得ない状況が、この小児救急だってそうなのです。

確かに小児救急の小児科という問題については、診療報酬の低さや、あるいは労働の問題でいろいろ、なり手がいないとかね。しかし、ですからこの普通民間病院なんかでは特にですよ、小児科と産科は割に合わないから、不採算部門として余りやりたがらない。どんどんやめていってしまう。ですから、本来公的機関がこういう小児科や産婦人科の科を増設、創設というか、そういうところで公立病院が本当はやるべきなのですよ、もっと。民間任せでなく。こういう点からも、いわゆる小児救急の医療問題についても、まさに深刻な状態だと19年度の決算状況では言わざるを得ない。そういうものについても、この基本計画ですか、こういうものと併せてこれからどういうふうにしていくのか、それを聞きたいのです。いろいろありますから、省略していきます。

あと、環境センターの問題については、先ほども溶融スラグの話が出ております。19年度は2,288トンの利用があったと。いわゆるアスファルト合材の関係で。最終処分費用が大幅に軽減できたと、それは大変結構なことですが、リサイクルの観点から見れば。しかし、何か20年度にはそういったスラグの利用が減っていると。だから、そういう傾向があるわけですから、いわゆるどれくらいのスラグが発生して、19年度は。そのうち2,288トンが、いわゆるアスファルト合材として利用されたと。何%なのですか、スラグの利用というのは。今20年度、その後大分また利用が減っているという、どういう状況なのでしょう。

それから、一般質問でも環境センターの埋め立て廃棄処分の問題では、時間がなくてしり切れトンボになってしまったのですが、実際に19年度は1,084.9トン、平米。だから、約1,000トンちょっとしか処分できていないと、搬出撤去できていないと。こういう調子では、どうなのですか。10年間で全部撤去すると言っていた計画が20年、倍の計画になっていくのではないかということでしたけれども、そういうことで、しかも新年度、20年度はまだやっていないと。

それから、広域消防のほうですが、これいろいろ細かく見ると、消防力の状況ということで決算書にずっと人員の配置が載っています。それから、車両の配置、職員配置と車両配置、こうずっと出ています。各本部と分署と出張所。こういった各それぞれのポンプ車とか、いろいろな車に対する人員配置というのは基準どおりいつているのですかと聞いたわけですが。時間がなくて答弁漏れというか、ありませんでしたけれども、このいわゆる19年度の消防力の状況を見て、基準どおり配置されているかどうかを1つずつ答弁して下さい。いろいろ雑音が入り出すとやりづらくなるから、この辺でやめますけれども。

以上です。

**○議長（片平忠行君）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

---

再開 午後 2時10分

**○議長（片平忠行君）** 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

鈴木 聡君の1回目の質疑に答弁願います。

星野事務局長。

〔事務局長 星野幸一君登壇〕

**○事務局長（星野幸一君）** 鈴木議員さんのご質問にお答えをいたします。

第5次筑西広域市町村圏計画、内容につきましては、先ほど鈴木議員さんの質問の内容のとおりでございます。ただ実施計画、こういうことにつきましては、共同処理する事務というようなもののみを計画しておりまして、実施にあたりましては、医療につきましては事務所管が違いますので載せていないと。情報の収集にあたるぐらいであるということでございます。

また、先ほどの医療関係が充実されればもちろんいいことではありますが、これは全国的な医師不足というような話も聞いてございます。当然筑西広域だけではなくて、茨城県内すべていろんな面で問題があるわけがございます。それで、そういったこともございまして、先ほどの主要施策説明書の11ページでございますか、小児救急医療関係とか、それから輪番制病院、広域として何ができるのかというようなことでの事業を実施している、これらの内容を載せているわけがございます。小児救急医療につきましては、小児科医の不足というようなこともございまして、茨城県の医療整備課によりまして、つくば市と筑西広域市町村圏事務組合によるところの小児救急医療体制の整備の取り組みをしているというようなことでございます。共同利用型の病院方式というようなことで、筑波メディカルセンターに小児科の医師12名を配置しまして、準夜18時から22時まで、それから昼間については9時から17時までというようなことでやっているわけがございます。これらにつきましては、茨城県が半分費用を負担しまして、残りをつくば市と筑西広域で負担しているというようなものでございます。

そして、これらの統計の中に、ちょうどつくば市のわきに他地域というのがございます。これは、

近隣自治体からかかるというような状況でございます。これらにつきましては、言葉的に言えばあれですが、お互いさまにというようなところがございます。これは、茨城県内に小児救急医療の不足というものがございまして、日立であったり、あるいはよその自治体、みんなそういう小児救急医療体制を組んでおります。そして、下の病院群輪番制でございますが、これにつきましても昭和59年から実施しているものでございますが、病院が共同連帯して、休日とか夜間、そういったものに対して重症救急患者の受け入れをしていくというようなもつにつくっているものでございます。

数値等につきましては、そこに記載のとおりでございますが、救急に対してどのような、その輪番制の中で役目を果たしているかと申しますと、これは365日の中の統計でありますけれども、19年度におきましては、救急搬送におきましては輪番制5病院の搬送は約6割搬送しているわけでございます。そして、救急搬送における広域圏内の医療機関、これの搬送は全体では66%でございます。そして、先ほどから言われていました自治医大、これは統計上は約10%、それから筑波のメディカルが約5%というような状況ではございますが、輪番制、小児救急医療等々におきましても、その役目は十分果たしているというようなことでございます。私ども筑西広域では、その病院の中身については所掌事務ではないと、所掌事務ではないということでございます。計画には載せてありますが、共同処理する実施のみについて、事務事業についてのみ実施をしていくというようなことでございます。

以上でございます。

**○議長（片平忠行君）** 飯村消防長。

〔消防本部消防長 飯村勝行君登壇〕

**○消防本部消防長（飯村勝行君）** 消防車両等の配置人員についてお答えいたします。

まず、筑西消防署でございますが、通常はポンプ車1、タンク車1、工作車1、この3車両が災害時に出動しております。ポンプ車につきましては3人、タンク車が4人、救助工作車が4人です。それから、協和分署につきましては、4名勤務でタンク車、救急車をそれぞれ乗りかえて運用しております。関城、明野も同様でございます。結城消防署につきましては、ポンプ車1車両、タンク車1車両、工作車1車両の3車両で出動いたします。ポンプ車が3人、タンク車が4人、救助工作車が4人です。桜川消防署につきましては、ポンプ車とタンク車の2車両で運用しております。どちらも3名ずつの出動であります。それから、大和分署がタンク車、救急車2台を乗りかえて3名で出動しております。それから、真壁消防署がポンプ車、タンク車の出動で、おのおの3名ずつで出動しております。

これらの火災救急出場の頻度が少ない消防署においては、消防ポンプ自動車及び救急自動車の隊員の兼務が認められているところであります。また、2台以上のポンプ車の連携戦術を実施する場合には、5名を4名にすることができるというようなことで運用しているところでございます。

以上でございます。

**○議長（片平忠行君）** 百瀬次長兼環境センター所長。

〔次長兼環境センター所長 百瀬正治君登壇〕

○次長兼環境センター所長（百瀬正治君） 鈴木議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

19年度のスラグの発生量でございますが、4,115.28トン出てございます。その中、有効利用されたトン数でございますが、2,288.84トン、55.6%の有効利用が図られたわけでございます。そのほかに1,826.44トン、これにつきましては、19年度につきましては100%有効利用ということで、三業者のほうに売却できたわけでございますが、1,844トンほど三業者の方に保管してもらっているのが現状でございます。

それと、年間どのぐらい出るのかなというようなことでございますが、18年度が約4,979トン、これは溶融炉の稼働日数にも若干異なってくるわけでございますが、18年度につきましては4,980トンが出てございます。それと、20年度でございますが、これ7月現在でちょっと誠に申しわけないのですが、1,144トン出ております。それで、今年度につきましては200トンほど最終処分ですか、それをエコフロンティアのほうにということで予算化しておるわけでございますが、この200トンにつきましては、現在三業者の備蓄量が多いというようなこともございます。そのようなことから、20年度の200トンにつきましては、ほぼエコフロンティアのほうに執行済みというような内容でございます。

それと、地下資源の問題、野積み焼却灰の件でございますが、これにつきましては一般質問の中でお答えしたわけでございますが、現在のところでは、10年ではまず不可能ではないかなというようなことでございます。そのようなことで、3市の財政部局と十分協議しながら、できるだけ早い時点で処理できるよう努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（片平忠行君） 富山管理者。

〔管理者 富山省三君登壇〕

○管理者（富山省三君） 鈴木議員さんの質問にお答えをしてみたいと思います。

ただいまそれぞれ担当のほうから答弁があったわけでございますが、議員さんもご案内のとおり、全国の10万人当たりの医師数ということになってまいりますと206.3人と、こう言われております。その中で茨城県では146.7人と、こういう数字でございますが、この茨城県の中の医療圏と申しますか、9つの医療圏と、こう言われておりますけれども、結城市さん、筑西市、桜川、そして下妻ということになってまいりますと、下妻の医師数が34名、そして結城市さんが51名、筑西市が123名、そして桜川市が57名と、こういうことでございますが、これらは10万人当たりに換算いたしますと92.6人ということになるようございまして、9つの医療圏の中で下から2番目と、こういうことでありますから、鈴木議員さんがおっしゃるとおり、まさに医師不足の地域だと、こう言っても過言ではないと、このように考えております。

そしてまた、先ほどらいいお話にも出ておりますように、第5次計画書につきましては鈴木議員さんのご質問のとおり、自治病院の受け入れ体制や、現状と課題についてはそのとおりだと私も考えてお

ります。これらの施策としては、医療機関との連携を強化し、救急体制の充実強化と消防広域化に対応した組織及び設備の充実を図ることとしておるところであります。筑西広域事務組合としては、これらの施策方針に沿って事業の充実に努めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

**○議長（片平忠行君）** 17番、鈴木 聡君。

**○17番（鈴木 聡君）** 事務局長が答弁しているそのとおりなのです。私も決算書見れば、病院輪番群の話とか小児救急等は決算どおりに分かります。ただ、それでいいのだというのではなくて、事務局長にそういう、それ以上の答えは出ないと思うのだが、ただ管理者として、この区域は全国でも最下位の地帯だということは、もうそれは私も重々分かっているからこういうことを言っているのですよ、こういう質問して。だから、その現状を認めただけで、他の例えば自治医科大学にお願いして救急医療なんか、それで済む問題ではないでしょうと。だから午前中の一般質問では、新井県会議員のそういった1つの方策を具体例として出してみたのですよ。こういう方策もあるのだと。だから、管理者としてもただ現状を憂えるということではなくて、こういう管理者自らだつてこの区域に、いわゆるこのエリアに基幹病院としての建設というか構築というか、そういうものは必要だということをはっきり言っているわけですから、そういうプロセスをちゃんと、プログラムというか、そういうものをつくってもらわなければ困るのです。現状、ただ全国が医師不足だ、この区域は最下位だ、そういう現状分析だけで終わったのでは、行政というのは何なのです。行政というのは、その圏域、広域であれば圏域、圏民のいわゆる命と健康、幸せを守る、そういうことなのでしょう。だから、現状分析で、その現状のままにいるということは、何の策も打たないでいるということは、それは無責任の謗りは逃れないのではないですか。

だから、私は言っているのです。その決算の状況で病院の輪番がこうだ、小児科救急がこうだったという結果報告だけでは、何の質疑の、その議論の意味はないのではないの。議論というのは、これから、ではそれをどうする、克服するかというために、こういう決算の認定をやったり、予算の審議をしたりしてやっているのではないですか。圏民の税金を仰いでやっているわけだから。ただ現状主義で、そのまま、はい、決算はこうでした、はい、はい、それで追認していったら何の意味もないのですよ、審議なんていうのは。だから、1つの策というものを管理者が出してもらわなければ。だから、私は県知事の話とか、新井県会議員の基本構想の問題を一般質問で最初にしたのです。当然この決算とも大きな関わり合いがあるから、私はやったのです。

だから、正副管理者のそういったお互いに、例えば桜川の中田市長のほうは県西総合病院があるのですから、片やこっち筑西市では市民病院があつて、協和町には、旧協和町ですけれども、民間ですが、協和中央病院というのがあつたりして、結城はどっちかという、もう小山とか、あっちの方面が多いので、結城さんだつて困っているものであるのだから、3人のトップレベルでそういう具体的

な話というのはないのですか。こういう救急医療問題は、こういうふうな方法ではどうだとかね。ただ小児医療、救急医療が筑波のメディカルセンターにお願い、委託しているというだけの話で、私はそれ以上望んでいるのですよ。私ではなくて、市民、圏民というか、エリアの人は望んでいるのですよ。だから言ったでしょう、午前中も。今年の2月に元気でいた人が、急性心筋梗塞で胸が痛いといっ  
て来てもらった方がいいが、1時間も搬送先を探して、さあ行った、搬送が40分から1時間、小一時間かかって、着いて、さあ見ましようといったら亡くなったという話をしたでしょうよ。そういう尊い、一種の犠牲だと思ふのだよ、私は。いわゆるそういう体制ができていないから。私は犠牲だと言っても過言ではないと思ふのだよな、こういう方々は。だから、口を酸っぱくして何回でも言っているのですよ。ただ決算書見て現状報告を受けて、ああ、そうですかなんていう問題ではないのですよ、議会というのは。そういう点で、私もだんだん疲れてきましたから。

〔「まとめよう、もう」と言う人あり〕

**○17番（鈴木 聡君）**（続） そうだよな、まとめますから。そういう方がいっぱいおられますから、私も従いますよ、私も従順だから。そういうわけで、ああ、つき合いきれないのですか。広域議員ってそういうものかね。

そういうことで、ぜひそういう点で、私、市長の最後の答弁いただいて終わりますけれども、そういう今すぐできなくても、それなりの策、3人の管理者の夢でも将来の夢でもいいですから、ひとつ本当はそれぞれ一人一人ずつ述べてもらおうと結構なのですが、代表して管理者にお願いして終わります。

広域議会というのは、ここでぶつぶつ言う議会ではないのだよ。質問立って、いろいろ当局をただすというのが議会なので、そういうことで余り、ご理解下さいよ。私、許された範囲の時間内でやっているのですから。オーバーしてやっているわけではないから、それはつき合い切れないだの何だのというのは議会ではないのですよ。お願いします。

**○議長（片平忠行君）** 鈴木 聡君の2回目の質疑に答弁願います。

富山管理者。

**○管理者（富山省三君）** 先ほど足元のと申しますか、この地域の医療体制の医師数の問題を話させてもらいましたけれども、ただそれを、現状を追認するというようなことでなく、その話をした後に先ほど答弁を申し上げたわけでありましてけれども、筑西広域事務組合としては、これらの施策方針に沿って事業の充実に努めてまいりたいと、このような話をしておりますのでございますので、その点もひとつしっかりと受けとめておいていただきたい、このように思います。

以上です。

**○議長（片平忠行君）** ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

**○議長（片平忠行君）** 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（片平忠行君） ご異議なしと認め、採決いたします。

認定第1号 平成19年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計及び特別会計決算認定について、報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片平忠行君） 起立多数。よって、本件は原案のとおり認定されました。

---

#### ◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（片平忠行君） 次に、日程第11、閉会中の継続審査の申し出についてを上程いたします。

本件については、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員会委員長及び施設建設・環境整備推進特別委員会委員長から継続審査の申し出があったものであります。

お諮りいたします。本件については、両委員長の申し出のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（片平忠行君） ご異議なしと認め、両委員長の申し出のとおり決しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（片平忠行君） 以上で、今定例会に付託された案件はすべて議了いたしました。

これをもちまして、平成20年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

閉 会 （午後 2時32分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成20年10月27日

議 長 片 平 忠 行 ⑩

署 名 議 員 小 高 友 徳 ⑩

署 名 議 員 須 藤 一 夫 ⑩